

平成30年12月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

平成30年12月6日 木曜日 (午前10時開会)

出席議員 (13人)

1番	山口	隆
2番	田口	一信
3番	三岳	昇
4番	久保田	和惠
5番	(欠員)	
6番	堀田	一徳
7番	堀池	浩
8番	波戸	勇則
9番	小谷	龍一郎
10番	高以良	壽人
11番	小田	成実
12番	福田	徹
13番	村井	達己
14番	初手	安幸

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	三 岳	昭
書 記	石 川 純	一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 口 文 夫
副 町 長	馬 場 直 英
教 育 長	竹 下 修 治
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	大 川 豊 文
企 画 財 政 課 長	野 上 英 了
新 庁 舎 建 設 室 長	琴 岡 美 昭
税 務 課 長	川 内 和 哉
健 康 推 進 課 長	成 富 浩 樹
会 計 課 長	末 永 安 江
住 民 福 祉 課 長	荒 木 俊 行
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	照 本 茂 法
建 設 課 長 兼ダム対策室長	廣 田 洋 一
水 道 課 長	福 田 多 肥
教 育 次 長	吉 永 文 典
行 政 係 長	中 原 敬 介

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 一般質問

(1 0 : 0 0)

議 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、平成30年12月川棚町議会定例会を開会をいたします。これから、本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

議 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、小谷龍一郎議員及び高以良壽人議員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配布をしております会期日程案のとおり、本日から12月14日までの9日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月14日までの9日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配布のとおりであります。

議 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

去る10月15日に東彼杵道路建設促進期成会で、知事並びに県議会議長へ要望活動を行いました。

主な内容は、地方の道路整備促進に必要な財源の確保。国道205号針尾バイパスの早期完成。特に平成31年度中の江上交差点立体化完成。次に国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手。国道205号に係る交通安全対策事業の早期完成を要望をいたしております。

次に、10月29日に、「国土交通省長崎河川国道事務所長」（長崎市）

と「国土交通省九州地方整備局長」（福岡市）へ、東彼杵道路建設促進期成会の役員並びに関係首長と議会関係で出向き、要望活動を行っております。主な内容は、知事要望と同じであります。なお、川棚町町議会では小谷産業建設文教委員長に出席をいただいております。

同日10月29日、県庁においては、中村知事に対し町村議会議長会・離島振興市町村議会議長会で、平成31年度県政に対する要望を行いました。

本町に関係するものは、東彼杵道路の計画段階への着手と、基幹農道「川棚西部地区」の早期完成を目指した予算の確保を要望をいたしております。

次に11月21日、長崎県町村議会議長会、長崎県離島振興市町村議会議長会で県選出国會議員への陳情を衆議院議員会館会議室で行っております。

本町に関するものは、県政に対する要望と同じであります。

その後、第62回町村議会議長全国大会が「地方創生の実現をめざして」と題して、NHKホールで開催をされました。

主な内容は、「地方創生の実現をめざし、一致結束して果敢に行動して行く」趣旨の宣言文の採択と17項目の決議。そして、特別決議として「東日本大震災及び熊本地震からの復旧・復興と大規模災害対策の確立に関する件」、「地方創生さらなる推進に関する件」、「町税財源の充実強化に関する件」、「議会機能強化及び議員のなり手確保に関する件」、「参議院選挙における合区解消に関する件」の5項目と要望及び各地区要望を確認し、決定して閉会をいたしました。

その他の諸報告につきましては、お手元に配布をしました「議長諸報告」が、9月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

そのほか、お手元に配布をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、9月実施分、10月実施分、11月実施分が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願いいたします。

なお、平成30年9月26日開催の長崎県町村議会議長会主催の議会広報研修会の報告書が、参加者を代表し、堀田一徳議員より提出をされておりますので、その写しを配布をいたします。

また、本定例会までに受理した陳情1件については、配布にとどめ、既に配布済であります。ご承知をお願いをいたします。

以上で、私からの報告を終わります。

(10:06)

議 長 次に、日程第4「行政報告」を行います。町長から、行政報告の申し出がありましたので、これを許可いたします。町長

町 長 皆様、おはようございます。本日ここに、平成30年川棚町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご健勝にてご出席をいただき、定刻開会を賜わりまして、誠にありがとうございます。それでは、まず行政報告を4件させていただきます。

1件目が東彼杵道路の建設促進についてであります。東彼杵道路の計画段階評価への早期着手につきましては、長崎県や沿線自治体であります佐世保市、東彼杵町と連携し、民間団体を含む東彼杵道路建設促進期成会において、町議会と共に官民一体となった要望活動を行ってきたところであります。しかしながら、この道路は平成6年に地域高規格の候補路線に指定されて以来、大きな動きもなく、25年を迎えようとしております。

そのような中、今年10月に行われました国の財政制度審議会において、社会資本整備分野の重点課題が審議され、道路関係については有料道路事業を活用した四車線化整備や維持管理の検討などが提案されたところであります。このことを踏まえ、長崎県においては東彼杵道路の早期整備を図るために、有料道路事業を活用することも1つの手法であるということを示されたところであります。

川棚町といたしましても、東彼杵道路の実現が国道205号の渋滞緩和や事故・災害時の迂回路の確保はもとより、地域間の連携強化や交流促進を図るためにも重要な事業だと認識をしているところであります。今後は事業化に向けた有料道路事業の活用の可能性について長崎県や沿線自治体、民間を含めた建設促進期成会と協議・調整し、国に対し強く要望していきたいと、このように考えているところであります。

なお、詳しい内容につきましては本会期中に全員協議会を開催していただき、説明をさせていただきたいと思っておりますので、議員皆様方のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

2点目が、新庁舎建設に係る基本設計業者の決定についてであります。新庁舎建設を進めるにあたり、基本設計業者の選定を進めておりましたが、この度、委託業者を決定し、11月1日付で新庁舎建設基本設計業務の委託契約を締結したところであります。

この業者選定につきましては、議会にもご説明をしてきたとおり、建築設計業務を委託するうえで最も適した設計者を選定する方式とし、実績や経験、業務に臨む体制などを含めたプロポーザル提案書の提出を求め、公正に評価して設計者を選定する公募型プロポーザル方式により選定を行ったものであります。

審査の公平性、公正性を期すため、審査委員として長崎大学の安武教授を委員長として、ほか4人の委員の方で構成された委員会を設置し、第1回目の審査委員会を6月25日に開催したあと、7月18日から7月24日までに参加表明書の提出期間を設け、県内5者から参加表明書の提出を受けたところであります。その後、8月2日に第2回審査委員会を開催し、参加表明があった5者について1次審査を行い、3者を選定し、さらにその3者から技術提案書の提出を受け、10月18日に公開によるヒアリング及び審査を実施して、最優秀提案者を選定したものであります。最優秀提案者には長崎市に本社を置く株式会社建友社設計が選定され、この結果を受け、正式に11月1日に基本設計業務の委託契約を締結したところであります。

建友社設計は平成8年度に国民宿舍くじゃく荘の建て替えに伴う基本実施設計業務を受託しており、近年では長崎県庁と同時に建て替えられた県警本部庁舎の設計業務を受託されております。また、設計事務所の体制としても1級建築士を含め多くの技術者が所属し、公共建築物の設計実績も豊富であることから、川棚町の新庁舎建設基本設計業務を託す最適者であると確信をいたしております。

基本設計業務の期間は来年3月22日までと定めており、その折には議会に対しましても基本設計の内容等について説明する機会を設けたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

3点目が連携中枢都市圏についてであります。佐世保市とその周辺の本町を含む11市町におきまして、将来に向けた地域経済社会の一体的かつ持続的な発展を図るため、連携中枢都市圏の形成に向けた事前協議を進めており

ますので、これまでの経過についてご報告をさせていただきます。

佐世保市を中心とした連携中枢都市圏を形成するため、平成29年5月17日に関係市町の首長で構成する西九州北部地域連携中枢都市圏協議会を設置し、佐世保市とその周辺6市7町、平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、新上五島町、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町で具体的な事前協議を開始したところであります。

同年11月1日の第2回協議会において、連携中枢都市圏の枠組として7市7町の参加を確認すると共に、都市圏の名称を西九州佐世保広域都市圏とすることで決定し、以後、平成30年度中の連携中枢都市圏形成に向けスケジュール、都市圏ビジョン案、連携協約案などについて事前協議を進めてまいりましたが、今年7月に連携できる事業がないとの理由から、武雄市と嬉野市が協議会から離脱し、5市7町で圏域を構成することとなりました。構成市町の数は減少したものの、引き続き連携中枢都市圏の形成に向け、事前協議が進められたところであります。

その後、9月3日には都市圏形成の第一歩として佐世保市において、佐世保市が圏域の中心都市となるべく連携中枢都市宣言が行われたところであります。

そして、10月11日の第3回協議会において、都市圏ビジョン案、連携協約案について事務局提案のとおり進めていくことが承認され、各市町の12月定例議会で連携協約の締結に関する協議の件の議決を経て、来年1月に連携協約締結式を行う予定となっております。

なお、連携協約の締結に関する協議の件につきましては、本定例会においてご審議いただくことにいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上が連携中枢都市圏の形成に向けたこれまでの経過であります。

4点目は、九州高等学校選抜ホッケー大会において川棚高校男子ホッケー部が優勝し、全国大会出場が決定したのでご報告を申し上げます。

去る11月10日から12日にかけて、鹿児島県薩摩川内市において九州高等学校選抜ホッケー大会が開催され、川棚高校男女ホッケー部が長崎県代表として出場をいたしました。この九州大会において、女子ホッケー部は惜しくも3位という結果に終わりましたが、男子ホッケー部は部員11人の最小人員のチームながら、初戦で沖縄県辺土名高校を12対1で下し、準決勝

では昨年度優勝校である強豪熊本県小国高校に6対3で勝利して決勝進出を果たしました。決勝は悪天候のため中止となったため、対戦予定であった鹿児島県川薩清修館高校と共に両校優勝という見事な成績を収め、第50回全国高等学校選抜ホッケー大会の出場権を手にしたところであります。

この全国大会は12月22日から大阪府茨木市を中心として開催されるものであり、活躍を期待しているところであります。以上、4点行政報告とさせていただきます。

次に、本定例議会での行政からの提出議案であります。平成30年度各会計補正予算5件、条例制定1件、条例改正3件、その他1件でございます。提案理由につきましては、その都度説明をさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたしまして、行政報告並びに提案理由の説明とさせていただきます。

議 _____ **長** これで行政報告を終わります。

(10 : 19)

議 _____ **長** 次に、日程第5「一般質問」を行います。

本定例会での一般質問通告者は6人です。これから通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、久保田和恵議員。

4番久保田 おはようございます。議席番号4番、久保田和恵です。通告文を読み上げる前に、訂正のお願いをいたしたいと思っております。3つ目の質問の障がい者の雇用の件の中で、数字に誤りがあります。この中で「地方公共団体は48人以上の規模の機関では」というふうに書いてありますが、これは古い情報でありまして、本当は40人以上の規模の機関となります。議員の皆さんの訂正があっていると思っておりますが、行政側の方が48のままで掲載されていると思っておりますので、お詫びして訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

改めまして、通告文を読み上げます。第1に、風疹の対応について尋ねます。

国立感染症研究所は、今年初めから10月28日までの風疹患者が計1,692人になり、1週間の患者数が100人を超えたのは8週連続で、大規模な流行となった2013年以来5年ぶりに1,000人を超えたと発表しました。しかし、その後11月11日の厚生労働省の報告によると、2,0

3 2人になったという報告があっておりましたが、さらに増えて流行範囲も拡大しているようです。

妊婦が風疹にかかると、胎児が風疹ウイルスに感染し、難聴、心疾患、白内障、そして精神や身体の発達などの遅れなどの障がいをもった赤ちゃんが生まれる可能性があります。そうならないためには、風疹に対する抗体価を持っているか、または抗体価が低くないかを知る事が大事です。

妊娠を希望される女性やその配偶者など「風疹抗体検査」を希望される方に抗体検査に対する助成と、抗体価が低い方が風疹ワクチン接種の希望をした場合、接種への助成をする考えはないか尋ねます。

第2に、未婚のひとり親家庭に対する町県民税における寡婦（夫）控除のみなし適用について尋ねます。

近年、ひとり親家庭の子どもの貧困が深刻化しています。しかし、離婚や死別でひとり親になった人に比べて一度も婚姻歴がない、未婚のひとり親には「寡婦控除」は適用されません。一度も婚姻歴のない未婚のひとり親世帯に等しく町県民税における「寡婦控除」のみなし適用を、大分市等実施している自治体を参考にしながら、取り入れる考えはないかお尋ねします。

3点目です。障がい者雇用について尋ねます。

民間企業、国、地方公共団体は「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき障がい者を雇用しなければなりません。しかし、中央省庁は雇用する障がい者の人数を長きにわたり水増しし、障がい者雇用率を偽って公表していました。国や地方の多くの行政機関は、対象にならない職員を障がい者とカウントして、障害者雇用促進法が義務付けた雇用率を達成したように装いました。

平成30年4月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げられて、地方公共団体は、40人以上の規模の機関では2.5%の雇用をしなければなりません。障害者雇用促進においては、すべての事業主は障がい者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障がい者である労働者が優位な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであり、国の機関においては民間企業に率先垂範して積極的に障がい者の雇用を進めることとされています。しかし、本町は雇用率を達成しておりません。積極的に取り組むべきと考えますが、町長の考えを尋ねます。以上です。

議 長 町長。

町 長 久保田議員の質問にお答えします。ただいま、3項目について質問いただきましたので、まず、風疹の対応についてのご質問にお答えします。

今年、風疹が大流行しており、国立感染症研究所によりますと、11月21日現在では2,186人となり、本県におきましても2人の方の感染が確認されているようであります。

この風疹が恐れられる理由は、議員が今述べられたとおり、妊娠初期の女性が感染すると、生まれてくる赤ちゃんが先天性風疹症候群、いわゆるCRSと総称される難聴、心疾患、白内障、その他心身の発達障害を持って生まれる可能性があるとのことで、親御さんとしては大変心配されている状況であります。

現在、風疹の予防接種につきましては、定期の予防接種として位置付けられておりますが、その対象者は小学校未就学前の幼児となっております。しかしながら報道によりますと、国は来年度から39歳から56歳の男性を対象に抗体検査の無料化を含め、定期の予防接種とする方向で検討に入ったとのことであります。

そこで、妊娠を希望する女性や配偶者などへの風疹の抗体検査、ワクチン接種に対する助成をする考えはないかのご質問であります。風疹の抗体検査につきましては、町独自で助成制度を設けることは考えておりません。

現在、風疹の抗体検査は、県内の各保健所において無料で受けることができ、対象範囲も拡大する措置が講じられているようであります。風疹の抗体検査につきましては、ぜひ県内各保健所を利用させていただきたいと、このように考えておりますので、ご理解を賜わりたいと存じます。

次に風疹の予防接種についてであります。接種費用は1万円から1万2,000円程度かかり、助成については、県内では時津町のみが行っているようであります。補助の要件は、補助の概要は、年齢、性別等において一定の条件を設定し、抗体検査を受けた結果、免疫が低いと判断された方を対象に予防接種費用から自己負担額3,000円を差引いた額を助成しているとのことであります。

そこで、助成制度の構築についてであります。定期の予防接種の対象外

の方への助成制度となりますが、国の厚生科学審議会で定期的予防接種と承認され、ワクチンの安全性が高いこと、また、先ほど述べました、生まれてくる赤ちゃんが先天性風疹症候群とならないよう、子育て支援の観点からも本町の任意の予防接種として位置付け、助成するよう、今後検討してまいりたいとこのように考えております。

次に、未婚のひとり親家庭に対する町県民税における寡婦控除のみなし適用についての質問にお答えいたします。未婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用が本年の子ども子育て支援法施行令等の政令の改正に伴い、各自治体において保育料などの福祉サービスで順次実施されていることはご承知のとおりであります。ご指摘の大分市においても政令で改正された事業のほか、15の事業で寡婦控除のみなし適用を行っておりますが、住民税においては所得税法等法律との絡みがあるところから、制度の見直しを行っていないということのようでありまして、議員が勘違いされているのではないかと思います。

ご質問の町県民税における寡婦控除のみなし適用について、未婚のひとり親世帯にも取り入れる考えはないかについてでございますが、本年度の税制改正要望事項として、厚生労働省から未婚のひとり親に対する税制上の支援措置として寡婦控除が、子がいる婚姻をしていない者にも適用されるよう関係省庁へ示されているところであり、これを受けて今月中に閣議決定される平成31年度税制改正の大綱に、盛り込まれる予定となっているようであります。以上のようなことから、本町におきましては、閣議決定に伴う法律の改正を待つて対応してまいりたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜わりたいと存じます。

3つ目のご質問の障がい者雇用についてお答えいたします。久保田議員のご質問にあったように、民間企業、国、地方公共団体は障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、それぞれ定める割合、いわゆる法定雇用率に相当する以上の障がい者を雇用しなければならないとされており、地方公共団体においては、40人以上の規模の機関である場合は法定雇用率が2.5%とされており、国及び地方公共団体は障害者の雇用の促進等に関する法律第40条において、「国及び地方公共団体の任命権者は、毎年一回、政令で定めるところにより、当該機関における対象障害者である職員の

任命に関する状況を厚生労働大臣に通報しなければならない。」と規定されていることから、毎年6月1日現在の身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者である職員の任命に関する状況等について報告することが求められているところであります。

久保田議員のご質問においては、本町は雇用率を達成していないとのご指摘でありましたが、本町におきましては直近の報告である平成30年6月1日現在の報告では、職員総数から別機関である教育委員会などの職員を除いた職員数が95人、雇用率が、障がい者数が3人、雇用率は3.16%であり、この時点においてはいわゆる法定雇用率を満たしているものであります。

しかしながらその後、対象者の退職等により、今現在では雇用者数が0となっていることから、このまま障がい者の雇用がない場合、次回、来年の6月1日現在の報告では法定雇用率を確保できなくなるという状況になります。

こうしたことから、来年の法定雇用率を確保するため、当初予定しておりませんでした。2回目の職員採用試験を平成30年1月20日に行うことで今事務を進めておりますが、その中において「高校卒業程度 一般事務（身体に障害があるもの）」という試験区分を設け、受付期間を12月3日から12月28日までとし、現在募集を行っているところであります。このようにして、障がい者の法定雇用率の確保につきましては、大変重要であると認識しておりますので、真摯に受け止め取り組んでまいりますので、ご理解を賜われますよう、よろしくお願いを申し上げます。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 町長。

町 長 ただいまの障がい者の雇用の採用試験について、受付期間を12月3日から。「2回目の職員採用試験を平成30年1月20日に行うこととし」という発言をしましたが、「31年1月20日」ということでご訂正をお願いいたします。

議 長 久保田議員。

4番久保田 では、再質問に入ります。今、町長から答弁をいただきましたが、感染者数はどんどん増えて、県内にも2人の方の感染が確認されたと

いうことでした。そして国は、39歳から56歳の男性に対して定期接種を行うということでしたけども、この方達だけではなくてですね、女性も1回もワクチンを打っていないっていう方もいらっしゃるんですね。年齢の対象の中にですね。そういう方もいらっしゃいますし、そしてその助成の対象者が39歳6ヶ月以上の男性と、それから56歳6ヶ月以上の女性は定期接種の機会がなかったということに、資料の中にはあります。この方達が、妊娠を希望される方の周りにいらっしゃってですね、そしてそれをうつすっていう、感染させるっていう側になってしまうという恐れがあります。時津町ではこの3,000円を差引いた残りを助成するという事らしいですけども、やはり子ども子育てを中心に考えるならば、やはり本町としてもこれを早く取り組むべきだと思いますけども、そうは思われませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。先ほど答弁いたしましたように、子育て支援の観点からこれは早急に取り組みたいという考えでおります。そこで、壇上でも言いましたように、この件については国の方で、今後、対応がこれまでと変わって少し拡大がされるようであります。したがって、そういった国の動向を見ながら本町の制度の構築をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 それでは抗体検査ですけども、抗体検査も県内の保健所で、保健所に行けば無料でできるっていうことですね。そのようにおっしゃったと思いますが、町内でこのことを周知をさせて、そしてやはり、やっぱり風疹にかかったんだろうと思って、勘違いされている方もかなりいらっしゃるっていうふうに聞きます。やはりそうではなくてですね、未然に防げる病気ならば、やはり安心してお母さん達が赤ちゃんを産む、そして赤ちゃんの将来に支障がないためにも、健全に育っていくためにも、この検査によって防げるものなら、そういうふうに県内の保健所でっていうのではなくて、この町が率先して抗体検査が受けられますよ、無料で受けられますよっていうことを皆さんに、町民の方にですね、伝えていくべきではないか。抗体検査もそんなにワクチンよりは高くはありません。だから、できればですね、やっぱり抗体検査を進んでするっていうふうにするためには、やはり町から

発信していく、抗体検査は無料でできますよというふうにならないものなの
でしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。抗体検査というのは、風疹に感染する、いわゆる抵抗力があるかないかの検査なんですね。それを保健所に行けば無料で受けられますので、それをわざわざ町が独自で抗体検査をするということは、考えていないということは先ほど申し上げたとおりであります。

保健所で抗体検査を受けることができるということの広報等については、担当課の方から現在どうしているのか、今後どうするのかを答弁させます。

議 _____ **長** 健康推進長。

健康推進課長 風疹の抗体検査の広報についてですけれども、風疹の発生が今多く見受けられるとか、あと、県央保健所の方ですね、風疹の抗体検査を受けることができますということを12月号、広報かわたなの12月号に掲載をしております。ただ、ここではですね、無料で受けられますというのを載せておりませんので、今後もですね、こういった情報発信については行っていきたいと思いますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 はい。そのようにしてあるということですが、やはり私は町の事業としてですね、子ども達が、お母さん達が、やはり安心して赤ちゃんを産めますよというふうには、くらし輝くまちを謳ってあるのであれば、やはり保健所まで行くっていうのではなくてですね、やっぱり近くで受けられるというふうにしていくべきではないかと思えます。これがですね、私が知っている経験の中にもですね、妊娠してそして周りで風疹が流行った時期がありました。そのときにやっぱりお母さんとして、10ヶ月も不安を抱えて暮らすというのは大変なことなんです。だから、やはりこの風疹に町が率先して取り組んでいるよというふうには示してほしいっていうのでこれを取り上げてみました。それでは広報に掲載してあるっていうことですので、この無料で受けられるっていうことをまた、再度掲載してほしいと思えます。

風疹がなぜ怖いかって言えば、インフルエンザの感染は1人で3人ぐら

いに感染する力が、感染力があるけども、風疹では5人から7人にうつす力があるっていうふうになっております。その15%から30%の人が感染しても症状が出ない。大人になって感染したら脳炎とか何とかで重症化するという、そういう怖い病気ですので、やはり私達もそのことについて町としてですね、力を入れて取り組んでほしいっていうふうに思っております。

次に、未婚のみなし適用について入らせてもらいます。この確定申告の手引きの中にもですね、やはり寡婦控除の控除される中身としては、やっぱり夫と死別、離婚した後再婚していない方、そういうふうに一度結婚をしなければこの寡婦控除が認められないというふうになっております。しかし、先ほど言われたように、国は31年の改正にのみなし控除を盛り込むというふうに、私が通告文を出したあとにこういうふうに臨時国会の中で言っておりましたので、たぶんそういうふうに町もなっていくだろうと、私も期待しております。

私がこれが平成26年の9月議会で取り上げて、ひとり親のみなし適用ということに対しても訴えたことがあります、やはりそのときも町内に何人ぐらいこの対象の方がいらっしゃるかとということでお尋ねしたことがあります、今現在ですね、この町内にのみなし適用にかかるお母さんがどのくらいいらっしゃるか、それを尋ねたいと思っております。

議 長 はい。久保田議員。

4 番 久 保 田 みなし適用に該当されるひとり親です。保育料とかそういうふうなののが関わりが出てくると思います。やっぱりみなし適用にならなければ、さっきおっしゃったように保育料にも関わってくる問題ですので、わかれば、数字がわかれば今みなし適用に係るひとり親の方が何人いらっしゃるのか、何人程度いらっしゃるのか。

議 長 町長。

町 長 はい、お答えします。現在制度上、取り組んでいるみなし適用については、例えば公営住宅法に基づいて家賃の算定の際にこのみなし適用をすとか、あるいはいろいろな事業がありますので、その事業の中ではみなし適用をしているのが何人かということにはわかりますけど、全体的に未婚のひとり親ということについては、どこで把握するんですかね。それぞれの事業の担当課では把握はしていますが、川棚町にそういう人が何人い

るかということについては。ということで把握はしておりません。

議 長 久保田議員。

4 番 久 保 田 おっしゃったように、保育料にかかる、前回尋ねたときもやはり年間です、やっぱり10万円も多く払わなくっちゃいけないっていう人達がいらっちゃったわけですよ。年額で3万円ほどの減額となりますとか、あとひとりの方には10万円ほどの減額になりますと、これは保育料のことですよ。だから、保育料に関して対象者がわかれば教えてほしいと思うのと、どれだけ保育料に差があるかですね。そういうふうに尋ねたいと思っています。

議 長 町長。

町 長 はい。今、具体的に保育料についての質問がありましたので、担当課長から答えさせますが、それ以外にもいろいろみなし適用をしておりますので、それぞれ関係課長から答弁をさせます。

議 長 住民福祉課長。

住民福祉課長 ただいま保育料のことです、質問が及んでおりますので、私の方から住民福祉課の業務としてですね、このみなし適用を、みなし寡婦の適用をすべきですね、事業として考えられるものについてお伝えしますと、児童福祉、住民福祉課の子育て支援係に係るものですね、5事業。それから、社会福祉係のですね、障害福祉サービス、あるいは福祉医療、こういったものですね、サービスに係るものの事業として16事業がございます。

そこで今回30年度ですね、住民税をいわゆる判定材料として保育料の負担、あるいはそういったサービスを提供する場合の一部負担金ですね、こういったものの判定におけるみなし寡婦の適用についてはですね、法令によるものについては厚生労働省の方から通知がっておりますので、このみなし適用を加味してですね、その負担金の徴収、あるいはサービスの適用ですね、適用の場合の負担金の負担というものを考慮するよという通知がっておりますので、この状況につきましては、そうした所得が生じるような方についてはですね、その方の個別の状況を確認しながらですね、当然非課税になるような方については考える必要ありませんので、こういった方は除外をしたうえでですね、寡婦の控除が適用されているかどうかというのを

見ております。ですから、みなし寡婦に適用する方がいるかどうかというものを見るだけの話であって、これにそもそもみなし寡婦とする未婚の子どもさんがいらっしゃるような方をですね、まず出すとかいう話では考えておりません。所得が生じることによって、みなし寡婦を適用することで所得が低く抑えると。そのうえでこういったサービスを受ける場合の負担金の額の判断とか、こういったものを算定するうえでですね、このみなし寡婦の適用をすべきかどうかという状況で確認をしております。

保育料につきましては、9月の保育料の負担分からは、このみなし寡婦については、一斉に切り替えをしますので、一応、課税、住民税の課税の状況を基にですね算定した通知を皆さんに、各保護者の方に送っておりますけれども、そのときにですね、こういったみなし寡婦に適用するような状況があればですね、申し出をしてくださいという案内を通知に沿っております。そこでみなし寡婦を適用するにはですね、どの団体もあるんですけども、やはり未婚であるという確認をですね、戸籍などを提示していただいて確認をしていく必要がありますので、こういった案内をですね、窓口で直接しようと思っておりましたので、こうした決定通知の折にですね、そういった内容を含めて各負担者にはですね、通知、案内をしております。今、現状ですね、そういった申し出はあっておりませんので、みなし寡婦を適用すべき人っていうのはかなり少ないのではないかなというふうに思っております。

あと、個別に障害福祉サービスなどは個々の申請によってですね、決定をしていきますけれども、その場合についても、所得がある方などについては、そこでひとり親の方の場合はですね、その寡婦控除があるかどうか、こういったのを見ながら判断をしております。そこで負担が生じるような場合ですね、ここで個別の状況を見ながらですね、住民基本台帳とかですね、こういったもので確認ができる場合はですね、特にそういった案内をする必要もありませんので、その状況によってですね、個別に案内をするように考えて、今、対応はしております。以上です。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番 久保田 今ですね、結婚の形、赤ちゃんを産むっていう形がいろいろさまざまに社会の中で変わっております。ひとり親になるっていうのが大変っていうことは皆さんもわかっていることだと思います。やっぱりひとり

親になる理由として離婚は80%、それから死別が8%。けれども未婚でひとり親になるというのは8.7%と、やっぱり死別よりも多くなっている。未婚の親になるのも本人の選ぶ道ですので、ぜひですね、この大分が出しているフローチャート式、これだったらよくわかりやすいと思うので、今、案内をしていこうと思っているっておっしゃるなら、ぜひですね、こういうふうなわかりやすい形式を取り上げて対応していただきたいと思います。

次に、そうしたら3つ目にいきます。3番目の障がい者雇用に対してお尋ねします。先ほど言われた95人に対しての2.5%だから3人ですっていうふうにおっしゃいました。この95人のうちには正規の職員が何名で、この対象になる人数は週20時間働いて、1年の雇用っていうふうに、1年の雇用を超えて雇用される見込みがある人もこの対象の数になるはずですが、この95人の内訳はどうなっているのでしょうか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。本町の場合、臨時非常勤職員は更新が1年ごとの更新ということで更新をしておりますので、1年以上見込むという職員というものは今いないという状況です。この95名の数にはいわゆる再任用職員ですね、定年を迎えてその後再任用している職員、この数を含めると、そういう状況であります。以上です。

議 長 久保田議員。

4番久保田 先ほども町長の答弁の中でおっしゃりました。決算審査のときの行政側の説明のときも、お尋ねしたときにありましたけども、29年の6月1日と30年6月1日は達成しておりましたっていうことを回答いただきましたし、今も雇用は今の時点では0ですっていうふうにおっしゃいました。

ハローワークに尋ねましたけども、これは対象者が0になった場合は、その後、次の年度を待つんじゃなくて、やはりその時点で採用をすべきではないんですか。ずっと雇い続けなくてはならないんじゃないんですか。6月1日というのが、厚生労働省に報告しなければならない月なので6月1日が達成していたのであって、そのあと、いなくなっていっちゃらなくなってもいいんでしょうか。これはずっと雇い続けるべきものなのではないんでしょうか。6月1日に達成していて、その後、自己都合なのか何なのかでお

辞めになったんでしょけども、そのあと、いらっしゃらなくなった時点でまた補充をしていくべきものではないんでしょうか。この3人一度に、6月1日にいらっしゃった人達が3人一度にいらっしゃらなくなるっていう、これはどういう理由でいらっしゃらないんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。この障がい者につきましてはですね、重要な個人情報なんですね。だから、あまり詳しく答弁いたしますと、その個人が特定されてしまいますので、なかなか具体的な答弁はできないんですが、6月1日現在では2.5%以上あったということで、確保されておったわけですね。その後の状況で現在は0ということになっておりますので、だからそういった時点が、事象が発生した時点でそして雇用するということが今進めております。ただ、募集をしてもですよ、これが希望者がなかったり、あるいは採用条件が整わなかったりした場合には、また現状が続くわけでございますので、そういう努力をしているということについてはご理解をいただきたいと思います。どうしてもできない場合はできないということだろうと思います。

議 _____ **長** 久保田議員。

4 番久保田 ではその6月1日にいらっしゃった方が辞められた理由は何でしょうか。それも個人情報ですか。

議 _____ **長** 久保田議員。個人情報の範囲になるというふうな捉え方をせざるを得ないと思います。

4 番久保田 だけどもですね、これは法律ですよ。雇いなさいっていう、国が決めたことですよ。先ほど言ったように、公共地方団体は民間の率先垂範にならなくちゃならない、雇わなくちゃならないということですよ。努力したけれども、採用される人がいなかったから雇えなかったっていうのではなくて、町の中に入って聞けばですね、やはり障がいがある方が私達も働きたい、パソコンだったら打てるんですとか、そういうふうな方がいらっしゃるんですよ。だから、努力はしているっていうけども、これは努力で済むべきことでしょうか。国が決めたことですよ。雇いなさいっていうふうにですね。私はそう解釈しているんですけども、そうではないんですか。雇わなくてはいけない、40人以上で2.5%は雇わなくてはいけな

い数ではないんですか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。そのように理解をしておりますので、今回募集をしているところであります。

議 **長** 久保田議員。

4 番久保田 29年の6月1日にも達成しておりました。30年の6月1日も達成していましたということでした。29年に達成した数、方が辞められた原因は何なのかなっていう、そういうふうな研究っていうか、どうすればその方達が長くここで働いてくださるっていうようなことにはならなかったんでしょうか。この方達を置くっていうことは、この方達の相談を受ける上司っていうかな、そういう人達もいなくてはならないってここには書いてあると思います。その人達が働きやすいように、相談を受けやすいような人を置くように努力しなさいっていうふうになっていると思いますけども、そういうふうにつけられる、働き続けられるような職場環境というのを努力されたんでしょうか。

議 **長** 久保田議員。質問の趣旨は雇用率を達成していないので、積極的に取り組むべきと考えるがっていうことで、今の質問を聞いていますと、雇用実態のあり方、いわばどのように対応してきたかという、質問の趣旨から少しずつ離れているような感じがいたしますけども、もう少し通告文に基づいての論点整理をされた方が、発言された方が議論はかみ合うと思いますけど。先ほど申しましたように、どうしても個人情報に関連につながるようにも思いますので、もう1回論点の整理をされてみてはいかがでしょうか。はい。久保田議員。

4 番久保田 論点から外れていくっていうことも言われましたけども、やはり私は、ある一方では法律だからうちで、これ以上は町独自としてはやれないと言いながら、ある一方では法律だけでもやっていないっていう、そのところが私は納得ができないですね。だから、努力するって、確保するように重要課題と考えているので確保するように努力するっていうところを期待して、終わります。

(1 1 : 0 5)

議 **長** ここで10分間休憩をいたします。

(1 1 : 0 5)

(…休 憩…)

(1 1 : 1 5)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長 ここで、町長より発言の申し出がっておりますので許可します。町長。

町 長 はい。先ほどの行政報告の3件目で、連携中枢都市圏について報告をさせていただきましたが、その中で一部誤りがありましたので訂正をさせていただきます。平成29年5月17日に関係市町の首長で構成する西九州北部地域連携中枢都市圏協議会の構成町につきまして、誤っておりますので訂正をさせていただきます。正しくは、「佐世保市とその周辺6市7町（平戸市、松浦市、西海市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町、伊万里市、武雄市、嬉野市、有田町）」でございます。失礼いたしました。

議 長 それでは、一般質問に移ります。次に、山口隆議員。

1 番 山 口 議席番号1番、山口でございます。新庁舎建設に伴う別館の改修について、新庁舎等建設調査特別委員会を代表して質問をいたします。

町政の永年の懸案事項であった新庁舎建設については、平成30年10月18日、基本設計業務プロポーザルに係る公開プレゼンテーション及びヒアリングが行われ、基本設計業務委託業者を決定し、11月1日、委託契約が締結されました。

これを受け、新庁舎建設室を中心に、新庁舎建設計画工程が作成され、今後、平成33年3月末の新庁舎竣工へ向け、本格的な取り組みが進められるものと思われま。

さて、別館については、平成30年2月26日の全員協議会での説明では、「改修を行い引き続き利用し、議会関係機能を残す」「別館と一体感をもった新庁舎を建設する」等の説明があり、工程表でも「別館改修設計」「別館屋根・外壁改修工事」が示されている。

しかし、平成30年11月12日の「新庁舎等建設調査特別委員会」での説明では、別館の改修に関する工程は示されていない。

新庁舎建設に関わって別館の改修等について、以下の点について尋ねま

す。

①別館の改修にはどのように取り組むのか。

②「別館は改修を行い引き続き利用し、議会機能を残す」「別館と一体感をもった新庁舎」とはどのような考えか。

③新庁舎建設後、「水道課」の取り扱いは。

④現在の議場は、施設・設備（雨漏り、放送設備、空調等）が老朽化し、議場としての機能が低下しているように思われます。議場の改修についてはどのように考えているか。

5点目、新庁舎には「交流広場」（仮称）の設置が計画されております。交流広場で本会議のライブ、録画放映はできないか。以上でございます。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 山口議員の質問にお答えいたします。新庁舎建設に伴う別館の改修につきましては、先ほど行政報告で説明いたしましたが、11月1日付で川棚町新庁舎建設基本設計業務の契約を株式会社建友社設計と行い、現在、基本設計業務を進めているところであり、本格的に事業が進み始めたことをまず申し上げておきたいと存じます。そのような中にご質問にありまず、本年2月26日の全員協議会では、別館改修に伴う改修設計、屋根・外壁改修工事の工程を示させていただき、改修設計を次年度の平成31年度に実施、屋根・外壁改修工事を翌年の32年度に実施する工程を示させていただいております。しかし、11月12日の新庁舎等建設調査特別委員会の説明では、別館改修に伴う工程を示していなかったことから、この度の5項目の質問になったのではないかと、このように存じます。

そこで、①「別館の改修はどのように取り組むのか」とのご質問についてであります。別館の改修につきましては、2月26日の全員協議会において提出した工程表により説明いたしましたように、新庁舎建設事業期間内に合わせて実施することが良いと、このように判断をいたしております。

その改修内容については、外壁改修、屋根防水改修工事が主になり、これらの工事を実施することで別館の長寿命化を図りたいと考えております。

しかしながら、具体的な施工方法及び工事費用の算出は、建物を詳細に調査して設計を行う必要がありますので、まずは次年度、別館改修工事に係る設計業務の発注を行うことといたしております。

また、現在新庁舎建設事業に伴う基本設計業務を進めておりますが、その中で別館棟については新庁舎と連絡通路で結ばれることから、建築基準法では新庁舎は別館棟の増築扱いとなり、新たに建築基準法等の適用を受けることとなります。そのため、建物内部に関しても改修を行う必要が出てきており、現在、設計業者と県北振興局建築課と協議が進められております。具体的な内容は、県との確認ができたあと、新庁舎の基本設計内容と併せて議会に対し、説明を行うことといたしております。

続きまして、②「「別館は改修を行い引き続き利用し、議会機能を残す」「別館と一体感をもった新庁舎」とはどのような考えかと」のご質問であります。議会機能を残す件につきましては、6月の定例会におきまして、田口議員よりのご質問があった際に説明したように、議会機能を新庁舎に移すことは、新庁舎建設事業の財源措置となる市町村役場機能緊急保全事業の適用外となり、多額の費用が必要となり、その財源の確保ができません。また、議場が新庁舎に入ることとなれば、建物がワンフロア増やすこととなり、隣接する民家への日照権への影響が出てくるなど、出てくる恐れがあることも説明したとおりであり、議会機能はそのまま残すことにいたしております。

次に、別館と一体感を持った新庁舎については、現状、本館と別館が階段による渡り廊下になっていることから、新庁舎では階段のない渡り廊下とすることでスムーズに移動が可能となり、平面的なつながりのある別館と一体感を持った新庁舎にしたいと、このように考えております。また、平面的な一体感だけではなく、外観的にも一体感を持った新庁舎としたいので、設計業者に対し、別館の外観と一体感のある印象になるように検討するよう、指示をしたところであります。

続きまして③「新庁舎建設後、「水道課」の取り扱いは」とのご質問であります。水道課につきましては現在の別館の位置で業務を引き続き行うことといたしております。

なお、先ほども申し上げましたとおり、新庁舎と別館は今と同じように渡り廊下でつながりますが、新庁舎は別館の1階の高さと同じ高さにするすることで、階段がない通路となり、今以上に利便性が高くなるものと思われれます。

次に④の「現在の議場は、施設・設備（雨漏り、放送設備、空調等）が老

朽化し、議場としての機能が低下していると思われるが、議場の改修についてどのように考えているか」とありますが、まず雨漏りにつきましては、これから改修設計を行ったあと、長寿命化のための屋根防水工事を施工することで改修ができるものと考えております。

放送設備につきましては、以前、議会事務局から改修の事業要望が出されておりましたが、当時、新庁舎の建設事業計画がはっきりしていなかったことから予算化ができておりませんでした。しかし、今答弁いたしましたように、議会機能はそのまま残すとしておりますが、新庁舎の建設事業では議場の放送設備改修は考えていないことから、改めて予算化の検討を行ってまいりたいと考えております。

その他の設備といたしましては、空調の老朽化がありますが、現在議場の空調機の維持管理は業者と保守契約を行っており、通常の故障には対応できるようにしておりますが、空調機の老朽化により交換する部品も不足しているため、空調機等の設備機器の見直しは必要があるものと、このように考えております。そのため次年度、別館改修工事に係る設計業務の発注を行う際に、議場の空調改修工事に伴う設計業務を含めて発注を行うことといたしております。

最後の質問となります⑤「新庁舎には交流広場の建設も計画されている。交流広場で本会議のライブ、録画放映はできないか」についてであります。新庁舎における交流広場は町民の皆様が気軽に利用できる、文字通り交流の場となるような考え方を持っており、そのスペースにおいて画像などを映す装置、いわゆるデジタルサイネージを設置し、お知らせや画像、動画などいろんな情報を流して来庁いただいた方々にご覧いただくこともアイデアとして持っているところであります。今後、基本設計の中で検討していきたいと、このように考えております。

そうした中でご質問いただいた本会議のライブ、録画放送ということにつきましては、これはまず議会がどうなさるかというご判断が必要だろうと思います。議会において、本会議の中をどのように撮影するのか、また、どのようにして放映、あるいは発信し、一般にご視聴いただくのか、その方針、あるいは具体的な方法を決めていただく必要が先にあるのではないかと思います。議会においてそういった方針がまとまるようでありましたら、行政と

いたしましてもどのように対応するか協議をしてみたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 まず確認でございますが、別館棟の改修については、いわゆる新庁舎建設に合わせてですね、平成32年度末までに実施し終わると、そういうふうに判断しているのかどうか。この点は確認でございます。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。今、ご質問があったことに対してお答えいたします。先ほど町長の方からも答弁がありましたように、次年度設計を行い、その設計の結果を持ちまして、32年度実施という計画の中で進めたいと考えております。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 この質問が出てきたのは、改めて申し上げるわけではございませんが、3月からですね、2月の26日の全協からですね、11月の12日の新庁舎等建設調査特別委員会、この中でですね、結局別館に関する工程そのものですね、忽然と消えているわけです。なんかそこにですね、若干こう、議会に対する説明が不足している点からですね、こういうふうな質問をせざるを得なくなってきていると。その点については今後どういうふうにやっていくのかですね。議会に対する説明についてお尋ねしたい。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。今、山口議員の方からご質問がありました件なんです。まず、11月12日の新庁舎等建設調査特別委員会につきましては、11月1日付で説明員の委員会出席の要求書が出されまして、11月12日の説明となりましたが、まず求められた内容につきましては、2項目ありました。1項目目につきましては、川棚町役場新庁舎建設基本設計業務、プロポーザルの審査結果についてという項目だったとっております。2項目目につきましては、川棚町役場新庁舎建設事業の今後の工程についてとされておりました。

その2項目目にあります新庁舎建設事業の工程の説明におきまして、プロポーザルの審査結果の説明をしたのちの工程説明という流れでありありましたことから、1項目目と2項目目は関連しているものと考えておりました。

た。そのため、プロポーザルの審査結果の工程説明という部分で、プロポーザルにおいて別館の改修工事は含まれていなかったという部分を考えておりました。今回の、今後の工程の説明につきましては、新庁舎の建設に限っての説明でいいと判断をしたところでありました。

ただ、これについては新庁舎建設事業の全体を考えた場合にはですね、2月26日に説明しましたように、別館を含めた工程とすべきだという部分で、改めてこういうご質問があつて判断しましたところでありますので、1月12日の説明のときにこの工程が抜けたことに対してはお詫び申し上げたいと思います。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 新庁舎の工事期間については今言われたとおりでらうと思つておりますので、次のですね、水道課についてちょっとお尋ねしたいんですけども、現在の水道課というのはですね、当然その水道課の窓口料金の支払いや水道、下水道についての相談のための来庁者が訪問されております。当然、現在のいわゆる水道課の窓口というのは本当の昔ながらの窓口という感じでございます。そういった中で新庁舎が、できれば全く異次元の形にね、水道課の窓口が感じられるんじゃないかと、町民から。そういったことを含めてですね、新庁舎に水道課が移転しないのであればですね、やはりそれにふさわしいような改築というのは、水道課は全く考えていないのかどうか。その点をお尋ねしたい。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。今のご質問に対してお答えいたします。水道課の方の事務所につきましては、今現在、面積が100㎡ほどあります。窓口、支払い関係の窓口である総務関係の窓口と、今施設の方2つ分かれておりますが、合わせて100㎡ほどとなっております。まず、この水道課の方の窓口につきましてはですね、新庁舎に入れられないっていうのがこの面積の関係からなっているところではありますが、質問にありましたように、確かに新庁舎のできあがり、今の水道課の窓口のできあがりについては、違いが出てくるんだろうということはわかっております。

ただ、今言いましたように水道課の方の窓口をですね、当然、新庁舎に入れることもできませんし、財源的な問題がありまして。ましてや水道課の

今の窓口を大きく新庁舎並みに変えていくということもですね、できないものと考えております。ただ、新庁舎から水道課までの渡る通路については、町長からの答弁でありましたように、階段がない、渡りやすい、利便性が高いものとなってきますし、今以上に水道課に対しては町民の方が行かれる、利用される分については高いものというふうに変わっていくという判断はしております。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 私が聞いているのはですね、水道課に行くですね通路が段差がなくなってもですね、水道課に行って、あの窓口で用事をしたときに、新しい本庁舎と比べればですね、表現は悪うございますが、月とすっぽんぐらいに町民が感じられるんじゃないかと。この表現が適切かどうかわかりませんけれどもね。だから、本当にあそこですね、水道課の窓口というのは大変失礼な言い方ですが、玄関先での対応と変わらないんです。だから、同じ改修をやるのであればね、水道課にいろんな方が行かれると、料金の納入とかいろんな相談に行かれたとき、やっぱりその方達ですね、本庁舎と同様にですね、気持ちいいですね訪問ができるようなですね、そういうふうなことは考えられないのかと。通路が平面になるから行きやすいじゃなくてですね、そこを尋ねているわけですよ。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。お答えいたします。水道課の方の窓口につきましては、当然、新庁舎建設の計画の段階で改修をとということですね、検討はしております。一番改修するにあたりましては、今、先ほど言いましたように、総務の方と施設の方とが今分かれているような状態をまず問題視しております。その中で、施設の方の、広い方の事務室の横に健康推進の方の相談室っていうんでしょうか、部屋がありますが、そこと一体化をしたような形で、部屋の確保ができないかということを検討いたしました。それがもしできることがあれば、合わせて窓口まで含めて改修ができるという判断をしているところではあるんですが、その際、その間にあります壁の構造を抜くことができるのかできないのかということ、今、設計側の方と協議をしているところでありまして。一旦設計側の方からは、大変重要な壁だから、ここについては改修することはちょっと難しいんじゃないかというお答えがあっ

たものですから、今のこの回答としましては、大きくあそこの水道課の方の窓口を変えていくことは、今の現在では不可能だと考えているところで、そのような回答をさせていただいているところであります。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 できればですね、水道課の方もですね、やっぱり町民が尋ねて、本当に本庁舎と変わらないような窓口になったらと言われるような改築を望むべきだろうと、まずここについては検討をお願いしておきたいと思えます。

それから次にですね、議場関係に、議場関係について尋ねたいんですけども、確かに私達議員が議場をああせろ、こうせろと、贅沢にせろということと言わないつもりなんです、最低限のですね、やはり改修はですね、できるだけ早くしていただきたいと。

おそらくこの議場を見られてですね、天井を見られればわかると思いますが、クロスもあちこち剥げかけております。それから、この後ろの福田議員と小田議員ですか、その後ろのクロスが剥げているのはですね、今年の6月の議会のときの雨漏りの跡なんです。そして、今年の9月の議会のはですね、台風接近その他の場合はですね、用心のために前もってその席にはシートを張られたと。結果的に雨が降らなくて雨漏りもなかったんですけども、そういう状態の現在議場なんです。

これが例えば32年の外壁、屋根の修理に合わせてやればなくなるんじゃないかという答弁ですが、そうしたら次の大雨その他があったときにはですね、また雨漏りの可能性がある。そういう中で議会をやっていくというのは非常にこれは不自然な状態じゃないかと。議場というのは本来、町のいわゆる重要案件を審議する場ですから、せめてそういった部分についてはですね、32年と言わずにですね、早急に検討できないか再度お尋ねしたい。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 雨漏りの関連が出ましたので、その点については私からご説明いたします。議員ご指摘のとおりですね、今年の夏につきましては、雨漏りが非常に発生をいたしまして、おっしゃった箇所、非常に大きな雨漏りが出て、これにつきましてはですね、先日改修が終了いたしまして、雨漏りの

対応処置は一応終わっているということでご理解をいただきたいと思えます。以上です。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 できればですね、そういうふうな緊急避難的な部分もあってですね、緊急避難じゃなくて抜本的な改築というのはですね、できれば32年の本庁舎建設じゃなくてですね、できれば少しでも早くですね、その可能性がある部分についてはですね、やはり改修はお願いしたいと、こう思うところでございます。

そして次にですね、新庁舎と一体感を持った議場ということでですね、この議場というのがですね、非常に町民の方にわかりづらくなっていると。これは例年議会の広報広聴委員会の中心になりましてですね、11月の文化祭発表のときにですね、議場の開放というのをを行いながらですね、議会に対して理解を深めていただきたいということでやっておるわけですが、議場はどこにあるんですかと、まず大半の方が聞かれると。だから非常に現時点ではわかりにくい場所なんです。できれば新庁舎ができるときに、いわゆるアクセスがしやすいような、一体感を持ったということが1つの方向性であるようでございますので、そういった点についてはどのような方向を持っておられるのかお尋ねしたい。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。お答えいたします。まず、議場までのアクセスにつきましては、町長の方からの答弁もありましたように、今、接続を一箇所としておりますが、これにつきましては2箇所、2階の部分でできないかという部分を検討させております。

それともう1つ、わかりづらいという部分であります。当然、新庁舎は玄関の方から町民の方も入って来られて、議場をということで目指して来られると思いますが、その際には今以上、今の新庁舎、他所の他市町の例もそうなんです。大変わかりやすいような案内の表示ができるサイン表示がされております。また、答弁の中でもありましたように、デジタルサイネージ等を利用しながら、庁舎の案内という部分もできるんじゃないかと思っております。そういう部分を活用しながら正面玄関から入って来られたときに、議場までの案内をわかりやすい、今以上にできると考えているところで

あります。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 それから、もう順不同でいっていますが、最後のですね、議会のライブ配信ということでお願いしたいというのは、これは議会側が考えることで、そちらから方針を決めていただきたいということでございますが、できれば議会側としても検討して、いわゆるこういう形でっていうお願いはするつもりでございますが、同じこうするんであればですね、いわゆるおそらく庁舎を解体するときに、一旦この別館と新庁舎が、現在の庁舎側とのですね、いろんな配線関係はすべて切断されると思うんですよ。そして、新庁舎の建設に合わせて再び接続をしていくということになると思いますが、そのときにですね、二重手間がかからないようなですね、いわゆるそういう設備についても考えていただけるのかどうか、再度尋ねておきたい。

議 長 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。お答えいたします。今ありましたように、本館棟の解体の際、今議場の方との配線関係、接続されている部分を切断しないといけません。ただ、この切断する部分については、大元となる電気の幹線の部分の切断となっていきます。したがって、その幹線を切断してもこちらの方の議場側の方のそういうライブ配信に関わってくるような改修にはつながるものではないと考えております。ライブ配信関係につきましては、特にどのような形で撮影していくのかという考え方はあると思いますが、いろんな例を見ましたら、天井側の方にそういうカメラを設置して、それを基に燃るべき場所のモニターに映し出すという内容もあっているみたいです。その際は、どうしても天井側の方の改修をしないといけないと考えております。その改修につきましては解体の、先ほど言った幹線を切断する際のタイミングではないと考えております。以上、お答えいたします。

議 長 山口議員。

1 番 山 口 はい。だいたい別館側の改修等にもいくらかちょっと見通しが出てきたんですが、今の部分についてですね、来年に設計その他をいわゆる行うと、改修の。そしてその設計業者というのはですね、改めてそこで再度募集される予定なのか。それとも現在の庁舎建設のいわゆる委託業者です

ね。こちらの方と委託契約を結ばれるのか。いわゆる一体感を持った新庁舎の建設ということになれば、ある程度そういうことを勘案しながら設計業者その他依頼されると思いますが、その点についての考えが何かあるのかをお尋ねしたい。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。お答えいたします。設計の方の改修に伴いまして、その設計の発注方法についてはまだ決まっておりません。1点問題がある部分については、先ほど町長の方からも答弁がありましたように、新庁舎を建設する際にこの別館棟の増築という扱いになってくることから、建築基準法でいう新たな適用を受けることが考えられます。そうなってきた場合は、どうしても新庁舎の設計とつながってくる部分が多いものですから、その際につきましては今、建友社設計の方と契約をしているところなんですけど、また新たな契約という形は考えられると思いますが、その辺の内容がですね、まだ今協議中ですから、そこの部分の改修がなくなると、必要ないとなれば、一般的にはまた別途、設計委託の発注を行なうべきだと考えられるところでもあります。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

1 番 山 口 最後の質問になりますが、基本設計業務が3月の22日までの委託契約であると。そうすれば3月中には、3月の末には基本設計業務が終わってその結果が議会に報告されるものと判断しておりますが、そのときに合わせてですね、別館の改修についてもある程度ですね、概略でもいいですから示すことができないのかですね、尋ねておきたいと。なぜかと言いますとですね、現在の議員さん、ここは十何名か、13名出席ですが、その方の任期が一応あと半年しかございません。できればまた今度は来年4月から総選挙の後に、いわゆる新たな構成でスタートするわけですが、それまでには何かある程度方向性だけはきちんとしておきたいという、お互い皆さん考えておられると思います。そういう中で、いわゆる基本設計業務ができあがるのと合わせてですね、別館の改修についても設計がなくても結構ですが、概略についてもですね、その方向性を出していただけるかお尋ねしたい。

議 _____ **長** 新庁舎建設室長。

新庁舎建設室長 はい。お答えいたします。まず、次年度につきましては説

明いたしましたように、改修に伴っての設計業務を発注するというところで進めようと考えているところでもありますので、設計内容についての、はっきりした内容は当然、設計ができたあとじゃないとお示しすることができないと思いますが、言われました3月までの間にはですね、概略だけでもお出しできればということで努力していきたいと思っております。

1 番 山 口 以上で終わります。

(1 1 : 5 2)

議 _____ 長 ここでしばらく休憩をいたします。

(1 1 : 5 2)

(…休 憩…)

(1 3 : 0 0)

議 _____ 長 それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ 長 次に、堀池浩議員。

7 番 堀 池 はい。議席番号7番、堀池浩です。通告に沿って、2項目について質問します。

まず初めに、片島公園の環境整備についてです。片島公園は都市公園となり、昨年度は国道沿いに立派な看板が設置され、本年度は駐車場の土地購入、舗装整備、園内の案内看板設置と年々整備されています。

本年4月、川棚町戦時遺構ボランティアガイドが開始されて以降、県内外から10団体、375人を案内。10月24日に福岡県志免南小学校の修学旅行生87人、10月26日は川棚小学校3年生67人が平和学習で訪れました。

また、11月2日には三菱マテリアルより70名の来訪など、各種団体をはじめ、結婚式の前撮り、コスプレ撮影、ツーリング、七五三撮影などいろんな目的の撮影ポイントとしても、毎日のように町内外から来訪されています。

そういった現状がある中、本町の貴重な戦時遺構であり、観光地としての一面も併せ持つ片島公園内の建物は老朽化し、壁や窓枠の一部崩落、護岸や側溝跡など危険箇所が多々見受けられます。以前からここは風化するままに残すということではありますが、最低限の安全対策は必要であります。

また、年に1～2回の草刈などでは、草刈をした時点で良くて、その時

期を過ぎると草や雑草が伸び、見た目にも、散策するにも支障をきたします。年間を通じて、来訪されるお客様には環境美化という点でも、不十分な対応しかできないのではないのでしょうか。

この片島魚雷発射場跡は、本町が掲げる交流人口の拡大にもつながっているものと思い、次の点を尋ねます。

1つ、今後、片島公園の整備計画はどうするのか。

2つ、旧空気圧縮ポンプ室、通称建屋などの建物の補強・補修はできないか。

3つ、片島公園の維持管理費は十分と考えているのか。

次に、指定避難所である勤労者体育センター及び小・中学校体育館へのエアコン設置についてです。

9月定例会の一般質問では、小・中学校の普通教室へのエアコン設置が、来年の夏に間に合うよう計画されていますが、災害時における指定避難所である小・中学校の体育館には、エアコン設置は考えていないとの答弁がありました。

私は平成18年7月の豪雨災害のとき、鹿児島県の川内市、現在は薩摩川内市となっておりますが、におりまして、川内川氾濫のため小学校の体育館に避難しました。高温と湿度が高い中の避難で、数名の高齢者の方が救急病院へ搬送されたという体験があります。

災害はいつ起こるかわからないし、避難者にとって、特に高齢者にとっては夏や冬の避難生活はあまりに厳しい環境と思われれます。

東日本大震災を教訓として生まれた「緊急防災・減災事業債」は、指定避難所における避難者の生活環境の改善のための、施設の整備費用など防災対策に関して幅広い資金使途、つまり使い道が認められています。

また、地方債充当率は100%で、地方交付税交付金算入率が70%なので、自治体の負担率が30%となり有利な事業債であります。

指定避難所である勤労者体育センターや小・中学校体育館に、この「緊急防災・減災事業債」を活用し、エアコン設置は考えられないかお伺いします。以上、壇上での質問を終わります。

議 長 町長。

町 長 堀田議員の質問にお答えいたします。議員からは。失礼しま

した。大変失礼いたしました。堀池議員の質問にお答えします。議員からは2つの項目についてご質問をいただきましたが、まず、1番目の片島公園の補修及び環境整備についてのご質問につきましては、教育長と私の方に答弁を求められておりますけれども、壇上では私の方から答弁をさせていただきます。再質問でどうしても教育長にということでありましたら、その旨ご指名をお願いいたします。

片島公園は平成27年4月に都市公園に指定し、同年8月に整備計画を策定いたしております。その中で、整備目的としては、片島を戦争の歴史と共に次世代に、片島を戦争の歴史と共に次世代に引き継ぐために、戦争遺構のある公園として整備を進めるとしております。

一方で、現状と課題としては、遺構は70年以上歳月が過ぎ、老朽化が進んでいる状況であり、遺構の一部には見学者が安易に近づくことは避けるべき箇所もあるので、園路整備を行い、その範囲内において遺構を見学していただく必要があるとしており、遺構そのものを修復保存するのではなく、危険がある場所は安易に近づかないような対策を行うこととしているところであります。そこで、議員からは3点の質問をいただきましたので、順次お答えをいたします。

まず、1点目の「今後の整備計画は」についてですが、整備計画の内容につきましては、平成27年10月の議会全員協議会において説明をさせていただいたところであり、片島公園整備計画の内容につきましては、園内を見学するための順路となる園内通路整備、多目的トイレ設置、海岸線及び民地境界に安全維持管理用の防護柵設置、公園入口付近への駐車場整備、休憩用の東屋設置としており、平成26年度から29年度までの4ヶ年で整備する計画といたしております。現在は多目的トイレと休憩用東屋を除いて一定の整備は終了したところでありますが、新たに西側の駐車場用地の取得と整備も完了したところであります。残りの整備につきましては、多目的トイレや休憩用東屋、西側の駐車場の防犯用照明灯を予定しておりますが、財政状況が大変厳しいことから、利用者の今後の状況や財源確保の状況を見ながら検討していきたいと、このように考えております。

次に2点目の「空気圧縮ポンプ室等、建物の補強と補修はできないか」についてであります。先ほど整備計画策定においての中でも申し上げていた

とおり、遺構そのものを修復保存するのではなく、危険性がある場合は安易に近づかないよう、対策を行うこととしておりますので、その考えは今も変わっておりません。したがって、建物等を補強・補修することは考えておりません。公園内にある空気圧縮ポンプ室等においては、窓枠や出入口、中央部コンクリート、建物内内側にモルタルなどが崩落する危険性がありますので、危険物の除去については対応していきたいと考えております。

なお、空気圧縮ポンプ室は現状では大きな傾きやクラックなどは確認されておきませんので、倒壊の危険性は低いものと、このように判断をいたしております。

また、職員による定期点検を、実施をしていきたいと考えております。発射場跡の施設については、都市公園外となりますので、都市公園としての対策は特に考えておりません。また、戦争遺構として施設を補強・補修することも考えておりません。

次に3点目の「公園の維持管理費は十分と考えているか」についてですが、公園内の草刈等につきましては、必要に応じて実施をしてきているところであります。また、地元三越郷や個人ボランティアの方々により年数回の草刈や伐採など実施していただいておりますことに心から感謝を申し上げます。現在、維持管理費として草刈等の委託料は計上しておりますが、今後も必要な予算確保に努め、適切な管理運営に、適切な維持管理に努めたいと考えているところでございます。

2つ目の「指定避難所である勤労者体育センター及び小・中学校体育館のエアコン設置」についてお答えをいたします。指定避難所である勤労者体育センター及び小・中学校体育館に「緊急防災・減災事業債」を活用し、エアコン設置は考えられないかのご提言ではありますが、まず、「緊急防災・減災事業債」の対象事業となる施設の整備として、指定避難所における避難者の生活環境改善のための施設の整備が対象になるものであり、その中に空調という文言がカッコ書きで示されておりますので、本町の勤労者体育センター及び小・中学校体育館はいずれも川棚町地域防災計画書において、指定避難所として指定していることから、これらの施設について「緊急防災・減災事業債」を活用し、エアコンを設置することは可能ではないかと考えられます。その場合、起債充当率が事業費の100%、交付税措置は事業対象費

用として借入れた額に係る元利償還金の70%が基準財政需用額に算入されるものであります。

しかしながら、エアコン設置には多大な費用を要すると見込まれ、公共工事の工事実績等から入手した情報では5、6、000万円以上の工事費を要するようであり、本町の勤労者体育センターや小・中学校体育館はそれぞれ建築後40年以上が経過しており、そういった空調工事に対応できるのか不明であります。

また、起債借入額に対していわゆる交付税措置があるとは言え、「緊急防災・減災事業債」が活用できる期間は平成32年度までとされており、これから小・中学校への空調整備に係る起債借入や、新庁舎建設に伴う起債借入により、本町の起債借入額が急激に大きくなることを考慮すると、それらに増して起債借入額を増加させることは財政運営上、大変厳しいとこのように判断をいたしております。

このようなことから、指定避難所である勤労者体育センター及び小・中学校体育館に「緊急防災・減災事業債」を活用してエアコンを設置することは、災害の備えとしての選択肢としてはあるものの、見送らざるを得ないと判断するものであります。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 まず、1点目の片島公園の整備計画についてなんですけども、その整備計画からすると、あと多目的トイレ、東屋、西側照明灯ということがあるんですけども、1点、この整備計画の中に水道設備、あそこは手を洗ったりそういうところがありません。だからその水道関係、もう1つ、電気照明がちょっと不足しているかな。この西側照明灯をつけるときにですね、そういう電気の配線とか、使える電気のコンセント、そういうのを引っ張ってくるというお考えはありませんでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えいたします。片島公園では今言いましたように、一定の整備は必要だろうと思います。特にトイレがありませんので、これら外灯も含めて担当課には指示をしておりますので、担当課長から答弁させます。

議 _____ **長** 建設課長。

建設課長 はい。では、私の方から答弁させていただきます。片島公園はご存じのとおり、都市公園として位置付けておりますので、建設課所管ということで回答させていただきます。

都市公園の整備に関しては、一公園で2億5,000万以上の整備額でないと補助対象に該当いたしません。片島公園につきましては、全体の事業費が約5,000万程度として整備計画が立てられておりますので、その金額からしても補助基準に該当しなかったということでございます。トイレにつきましても、だいたい2,000万程度を予定しておりますけども、当然補助対象基準の額に達していないということでございますので、都市公園としての整備に関しては財源が現在見つからないというところでございます。

ただ、町長から指示を受けておりますので、そのほかで財源がないか、現在も調査をいたしているところでございますが、今のところまだ確保の目処が立っていないというところでございます。よろしくお願いいたします。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 2点目の建物の補強・補修は危険物の除去だけで、もし危険があればそこに、危険な所に入らないようにするという形だけで、今までと同じようにあるがままという形になるかと思うんですけど、やはりこれは一応町所有のものであります。やっぱり町所有となれば、町が責任を持って安全対策は必要かなと。特に建屋の方、クラックが入っていないと言われたんですけども、ちょうど入口の左、左の入口側なんか、横にクラックが入っていますし、その、この建物を少しでも長く維持させるためにも補強・補修が必要じゃないかと思えますけど、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。施設についてはですね、非常に難しい判断をしています。都市公園として整備をする前に、あそこは財務省の土地でありましたので、3分の1購入して、3分の1は貸付を受けております。これはあくまでも土地の貸付・購入でありまして、建物についてはいわゆる旧軍の財務省の土地だと私共は認識をしております。したがって、町としては現状を見ていただくということ以外にはできないんじゃないかと思えます。また、財務省としてもこういった遺構については全国各地にあるわけでありまして、その

整備計画は持たれていないようでございますので、今の方法でしか対応ができないんじゃないかと、こう判断をいたしております。以上でございます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 建物は町所有ではありませんと、財務省の所有なんぞということなんですけども、特に川棚町戦時遺構としては、大きなのが新谷の震洋訓練跡なんですけど、あそこはほとんど跡が見えない、海岸にちょっと残っているぐらいという形で、本当に貴重な建物じゃないかなと。もしそれが町所有じゃないからということであれば、財務省の方にそういう要望とか出していただく考えはないんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。これは都市公園に整備をするために町が貸付を受けた時点では、たぶんそういった話もされているとは思いますが、先ほど言いましたように、財務省としてはそういった計画はないようでありますので、例えば今議員の質問に対して、財務省に要望したとしても、それはおそらくできないという回答があることは十分予測されますので、期待してもらったら困るわけですが、一応は問い合わせをしてみたいと思います。以上でございます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 特に戦時遺構というのは10年ぐらい、特にそれがピックアップされてきました。それまでは本当にそのままの形で、荒れ放題という形だったんですけども、そういう中でこの建物の保存というのが私は必要だと思っているんですけども、ぜひ財務省の方に問い合わせしていただき、できれば要望とか交流人口の1つの場としても、町として必要な場所だと思っていますので、よろしくお願いします。

続きまして、片島公園の維持管理費、今後必要予算は確保していくということであるんですけども、年に20万ほどですか、維持管理費がありますけど、これは半年近くでもうなくなっております。もちろん草刈等、あるいは伐採等ボランティアも皆集まってやっているんですけども、とても、半年で使い切るような予算になっていますので、上乘せというのはお考えの方はないでしょうか。

議 長 町長。

町長 はい。先ほども申しあげましたように、地元の皆さんとか、あるいはボランティアの方々が協力していただいて現状、十分ではありませんけど、一定の管理ができているものとおのうに思っています。したがって、今後必要な予算が生じるようであれば確保していきたくいと、こう思っています。

議 長 堀池議員。

7 番 堀池 必要な予算の方を今後確保ということだったんですけども、年20万ではかなり低いとしますので上乘せ、その辺のご検討をお願いしたいとします。

続きまして、指定避難所へのエアコンの設置についてということで、結論的には起債借入が急激に多くなると。財政運営もかなり厳しいということだったんですけども、措置できる期間が、事業年度が32年度まで、また、申請が1月ということになっていますけども、地方自治体の負担がどっちとも、行うにしても3割で済むと。今回の普通教室のエアコンが、地方自治体の負担が26.何%ですか、少ない形で充当できる形なんで、あとはここをお願いしたいなと思うんですけども、ただ、先ほど起債が急激に増えると。またおそらく、私も金融機関におりましたので借入は少なくということだとは思いますが、現役世代が多いときに借りて、後世に残さないように少しでも負担を減らす、現役世代が多いときに負担をして、後世に残さないように少しでも減らしていく。ましてや充当率、自治体負担率が3割ということで、かなりこれは自治体にとっては有利かと思うんですけども、その辺の検討っていうのはできないんでしょうか。

議 長 町長。

町長 はい。財源の確保と、それからそういった起債を借り入れた場合の借入残高の増加につながって、今後財政運営が非常に厳しくなるということは当然ご理解いただけるものと思はいますけれども、それプラス、やはり今の体育館、かなり建築後年数が経過してござりまして、たぶん40年以上が経過をいたしてござります。そういった体育館にですな、こういった大型のエアコンの設置が果たしてできるのかどうか。そして、設置できたとしても、効果的な空調が実施できるのかどうか。そういったことを考えますと、起債の借入の期限も平成32年ということで決められてござりますので、いわ

ゆるその事業に取り組むこと自体が厳しいんじゃないかと、そう考えております。以上でございます。

議 **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 この指定避難所4箇所、各々あると思うんですけど、この経過年数40年以上で、大型エアコンが設置できるかどうか、その辺が厳しいということなんですけど、ここはまずそういう事業者に見てもらっていうことはできないんでしょうか。それが、大型エアコンが設置できるかどうか、効率的な空調ができるかどうか、その辺を業者の方に見ていただくということはどうでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。お答えします。専門業者に当然見ていただくことはできるわけですが、客観的に判断して無理だというふうに思っておりますので、今のところそこまで考えておりません。

議 **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 確認します。客観的に見てってというのはどういうところ、すみません、私がよく知らないのです。

議 **長** 町長。

町 **長** 私が個人的に判断した段階であります。

議 **長** 町長。

町 **長** 失礼しました。不適切な言葉で、「個人的」じゃなくして、部内で建築担当等と協議をした結果、おそらく無理だろうというふうに判断したからであります。

議 **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 そうすると、建築担当、専門部署だと思うんですけど、協議した結果となると、今後それに代わる大型の設備とか、そういうのは一切できないという形で考えてよろしいんでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。今の話はエアコンの設置についてということなのか、あるいは避難所の設置についてということなのか、ちょっともう一度再質問をお願いします。

議 **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 先ほど担当部署と協議した結果、そういう客観的に見て厳しいということですから、大型エアコン設置できるかどうかということもおそらく協議されたと思うんですけども、それだけの大型な機械、あるいはそういう改築、そういうのはかなり厳しいとみておられるのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。おっしゃるとおりでございます。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 そうすると、どちらにしても防災・減災ですから、大型災害があった場合、指定避難所に避難されたそういう方々に対して、季節的なものもあると思います。真夏、真冬、そういうときはどういう対応を考えておられるのでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。当然、万が一そういった災害が発生したときには避難所に避難をしていただきます。そうしますとエアコンが当然ありませんので、冬はやっぱり暖房のための対策を講じる、あるいは夏は何か冷房のための対策を講じる。緊急避難的に対策を講じることは必要だろうと、このように思います。

議 長 堀池議員。

7 番 堀 池 そうすると、冬は暖房対策、夏は冷房対策ということですけど、おそらく前回の分で、災害避難所の点検はされているかと思うんですけども、一度に2箇所、3箇所避難された場合、そういう暖房対策、冷房対策っていうのは、緊急でどこかに大型の扇風機なり、そういうのを確保しておかないといけないと思うんですけども、まだその辺は検討中ということでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。今回の質問に対しましては、要は体育館や勤労者体育センターや小・中学校の体育館にエアコンの設置ができるかどうかということで質問いただきまして、それに関連して議論をして、今答弁をしております。そういった具体的な避難所生活に対してどう対応するかということについては、具体的に議論はしておりませんので、今議員が質問にあったことに対する答弁は差し控えます。

議 **長** 堀池議員。

7 番 堀 池 わかりました。特に緊急防災、あるいは減災、いつ何が起こるかわからないから、特に川棚町は急傾斜地、あるいは地滑り地帯というのが指定されていますので、その避難対策に対しては早めに対応をお願いしたいと思います。以上で質問を終わります。

(1 3 : 3 4)

議 **長** 次に、小田成実議員。

1 1 番 小 田 議席番号 1 1 番、小田です。国道 2 0 5 号の道路改良、渋滞緩和対策及び事故防止対策について町長へ尋ねます。

国道 2 0 5 号白石地区の道路改良については、平成 2 3 年の 6 月議会及び平成 2 6 年の 6 月議会で一般質問をいたしました。町としては関係機関にお願いする立場であるとのことで要望をしていただき、交通安全対策については追突防止喚起看板や、三連ドットレーンの設置などを行っていただいておりますが、今、深刻な渋滞が地域住民の生活に悪影響を及ぼしています。時には大崎公園入口の信号から川棚高校前付近までの渋滞が発生し、緊急車両の通行にも支障をきたしている状況です。朝夕の通勤時間帯の渋滞は常態化しています。また、ガードレールへの衝突事故も多発しており、いつ人身事故に結びつくかわかりません。国道は通学路でもあり、心配をされています。

町の動脈である国道 2 0 5 号の安全でスムーズな交通の流れを維持するために、改良や交通安全対策について以下の点を尋ねます。

①ハウステンボスへの I R 誘致が進められているが、実現すると交通量の増加や渋滞が懸念されます。東彼杵道路等も含めての道路網の整備をどう考えているか。

②渋滞の原因の一因として、大崎公園及び三越入口の信号機の連動によるものと考えられるがどう捉えているか。また、スムーズな国道への合流ができるよう、両交差点付近の道路を改良できないか。

③馬場入口の押しボタン式信号機を車両感知式信号機へ変更できるよう、町道の改良ができないか。あわせて右折レーン及び歩道の設置、Sカーブの解消を国道管理者に対して今以上に強く要望できないか。

④ガードレールへの衝突事故が多発しています。この原因は運転者のモラルの問題が問われますが、大きな人身事故が起きる前に、国道管理者に更な

る安全対策を要望できないか。以上、町長の考えを尋ねます。

議 長 町長。

町 長 小田議員の質問にお答えします。国道205号の白石地区Sカーブの道路改良につきましては、地元からの強い要望を受け、町といたしましても危険な箇所として認識をしており、これまで機会あるごとに道路管理者である国土交通省長崎河川国道事務所に要望をしてきたところであり、さらに東彼杵道路建設促進期成会としても九州地方整備局を含め、要望をしてきたところでもあります。

また、安全対策につきましても同様に、道路管理者に対しまして要望してきており、これまでカーブ標識や走行速度注意、追突注意などの表示板、路面標示、ガードレール、ガードパイプへの表示板などが設置されており、直近では平成28年10月に3連ドットラインを設置されるなど、一定の安全対策は実施をしていただいているところでもあります。

また、地元西白石地区におかれましては、三越入口交差点下のアパート付近と春田理髪店先の木原宅外壁に「減速！この先急カーブ」のくじゃくマンの大きな看板を設置をしていただいておりますこと、注意喚起の取り組みをしていただいておりますことに、心より感謝を申し上げます。そこで議員からは4点のご質問をいただきましたので、順次お答えをまいります。

1点目の「ハウステンボスへのIR誘致が進められているが、実現すると交通量の増加や渋滞が懸念される。東彼杵道路等も含めての道路網の整備をどう考えているか」についてであります。国道205号の現道は主要な交差点の改良が終わり、一定の成果が上がっているものと思われ。しかし、片側一車線の道路でありますので、現在以上の交通量増加に対応するためには限界があると、このように考えております。このようなことから、すでに国道205号の全線バイパス的道路として、東彼杵道路が平成6年12月に地域高規格道路の候補路線に指定されており、佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、波佐見町、佐々町、川棚町の3市4町で組織します東彼杵道路建設促進期成会で国土交通省並びに長崎県など、関係機関に対して要望活動を実施をしてきており、事業実施、特に計画段階評価への早期着手について要望をしてきているところでもあります。

また、佐世保市、東彼杵町、川棚町の1市2町の首長による要望活動も

積極的に行っているところであり、議員がおっしゃるハウステンボスへのIR誘致や国際クルーズ船の寄港数増加などによる県北地域の観光客増などを考えますと、1日も早い東彼杵道路の事業実施と完成が望まれるところであり、引き続き関係機関と連携して強力に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目の「渋滞の一因として、大崎公園及び三越入口の信号機の連動によるものと考えられるかどうか」についてであります。失礼しました。2点目の「渋滞の一因として、大崎公園及び三越入口の信号機の連動によるものと考えられるがどう捉えているか。また、スムーズな国道への合流ができるよう、両交差点付近の道路を改良できないか」についてであります。前段につきましては信号機による渋滞は考えられると思いますが、交通量の多さに加えて上り坂という地理的条件もあるのではないかと推測いたしますが、はっきりとした要因については私共としては調査をいたしておりません。

後段につきましては、国道交差点はすでに改良済みと認識をしており、県道及び町道についても国道交差点改良時に十分検討がなされ、現在の交差点の形となっているものと理解をいたしております。また、町道に関しましては八木原建設前の細い町道、いわゆる町道明野平線と町道片島線の一本化ができないか、再度現地調査をし、検討をいたしました。2つの町道の高低差や、周辺に墓地などもあり、現状では安全に接道できる長さや幅員が確保できないことから、一本化は非常に困難と思われまますので、今以上の改良は難しいと、このように考えております。

3点目の「馬場入口の押しボタン式信号機を車両感知式信号機へ変更できるように、町道の改良ができないか。あわせて右折レーン及び歩道の設置、Sカーブの解消を国道管理者に強く要望できないか」についてであります。前段につきましては町道馬場線の道路敷地内、現道の道路敷地内での拡幅改良については、二車線とそれから片道2m程度の歩道の整備は計画できるようにありますが、厳しい財政状況でありますので、社会資本整備総合交付金事業で実施できないか担当課に指示をしておりまして、調査検討してまいりたいとこのように考えております。もし万一財源確保ができ、町道改良が計画できた場合には、車両感知式信号機への導入について、関係機関へ要望ができるものと、このように考えております。

後段につきましては、一番目の質問でもお答えいたしました。現在、東彼杵道路の事業実施に向けた計画段階評価への早期着手の要望を、関係機関並びに1市2町でも積極的に取り組んできており、行政報告でも申し上げましたように、一定重要な局面を迎えている時期でもありますので、東彼杵道路の事業実現を重視した取り組みを進めたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

4点目の「ガードレールへの衝突事故が多発している。国道管理者に更なる安全対策を要望できないか」についてであります。これも冒頭に述べましたように、一定の安全対策は実施されており、国道管理者としても現在実施している安全対策の効果を検証しながら対応は考えていきたいとのでありますので、今後も必要に応じ要望等には取り組んでまいりたいと、このように考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。それでは①から再質問をさせていただきます。東彼杵道路に関してはですね、12月4日付の長崎新聞にも載っておりますように、要望活動などを進めておられるというふうなことで大変期待をしておりますが、また、冒頭町長が言われましたように、全員協議会でのさらなる説明をすると言われましたので、それを待ちたいと思っておりますが、ここではですね、川棚町、町長としてですよ、東彼杵道路を通すコースをですね、どのように考えておられるのかっていうのを尋ねたいと思っております。山側を通すのか、町中央を通すのか、海側を通すのか、川棚町としてはどのルートが一番いいのかっていうのを、お考えであればお聞かせ願いたいと思っております。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。東彼杵道路につきましては、あくまでも候補路線ということになっておりまして、これは計画段階評価にあげていただき、そして事業実施を図ってほしいという立場でこれまで要望活動をしてきております。そういった中で佐世保市長、それから東彼杵町長、それで私と協議をいたしまして、どういったルートが考えられるんだろうかということで、研究会をずっと開催をしてきておりますが、その中では3ルート案ぐらいを提示をして、こういったルートも考えられるとか、あるいはこのルートはいいんじゃないかとか、そういうことで一応三人三様のルート案

を提示をして、そして研究をしてきているところでもあります。

これにつきましては、やはりこういった場で私の考えを申し上げますと、すぐそれが一人歩きをしていろいろ住民の方にも、結果的に迷惑をかける状況にもなりますので、本会議での答弁は差し控えたいと、このように思います。全員協議会を開催していただきまして、その折にはできるだけ具体的に説明をさせたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。東彼杵道路に関しましては3ルート案ほどあると言われましたけど、川棚町として一番メリットのあるルートをですね、ぜひとも推し進めていただければと思います。

次の②についてですけれども、渋滞の原因、私がどうもですね、日常的に見ていてですね、どうも2つの信号が噛み合わさってですね、どこがどうというのははっきり言えませんが、どうも2つの信号でですね、渋滞が一番起きているような感じなんです。その渋滞を抜けるとですね、意外と車が多くても、佐世保方面にはスムーズに流れているようです。そこでですね、町長からも2つの信号の連動が考えられるというふうな発言がありましたけれども、ぜひともそれを専門の関係機関にですよ、調査をお願いをして、改善できるものであればですね改善していただけるように、調査を早急に要望していただくことはできないでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** お答えします。先ほども言いましたように、大崎公園入り口の国道の交差点改良の折に、その件についても十分検討をされておりました、現状で難しいという結論が出ているようです。しかし、私も毎日通りますので、状況はよく知っているんですけども、明野平線から国道に出る時間、それから片島線から国道に出る時間、これを一本化にしますと大分短縮できますので、国道本線の渋滞はそのことによって少し解消されるのではないかと、このように考えられます。しかしその明野平線と片島線をどこで一本化するか、先ほども言いましたように、何回も現地に行って調査をしているんですけど、非常に難しい状況であります。以上でございます。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。あそこら辺の交差点はですね、私も時々立ってみたり

しているんですけども、なかなかこうすればいいっていうふうな、私自身もないんですけども、何とかあの辺をですね改良ができて、スムーズに国道への合流などができないかっていうのをですね、今後も引き続き研究を重ねていただきたいと思います。

それから、八木原建設さん前のですよ、三越に行く道とハラサンギョウ方面へ行く道っていうのがありますよね。あそこをですよ、一体化するっていうか、一本化して三越方面から八木原建設の前に出てくる道をですよ、あそこをどうにかしてハラサンギョウ線の方に下るようにして、あそこを一本化っていうか、1つの信号から出るというふうな方法は考えられませんかしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。先ほども言いましたように、それはこれまでも十分調査研究をしてまいりました。要は片島、明野平線から国道に出る前に片島線に接続をして、そうやって片島線から国道に出ればそれだけ信号が1つ減りますので、時間短縮になると思いますけれども、まず墓地があること、墓地については移転ということは考えられますけど、もちろん所有者の同意があればの話ですけど、移転は考えられますが、要は縦断勾配が非常に厳しいということで、道路構造上非常に接続が難しい、そういった急な道路になるということで、そういった計画ができない状況にあります。そういったところをご理解いただきたいと思います。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。あの辺の状況もですね、私も今町長が答弁されるように、何とかならんもんかなと思いつつもですね、いつも考えておりますので、今後ともひとついろいろ検討、研究をしていただければと思います。

次の③ですけども、馬場入口の信号機なんですけども、計画できるというふうなことでちょっと捉えたんですけども、ひとつぜひともですね、あそこを関係機関に聞いてもですね、車が待機できるような一定の距離がないというふうなことなどを指摘をされまして、それが解消できれば押しボタン信号機から車感知式への信号への切り替えも可能ではあると。ただしお金はかかるがというふうなことも返事をいただいているんですけども、ぜひともですね、あそこを車感知式信号機へ変更できるようですね、希望を持っていて

よろしゅうございますでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。お答えします。まず、あそこのSカーブに横断歩道が設置をされておりますが、これは以前地元の強い熱意、要望によって実現した横断歩道であります。そこには押しボタン式信号機が設置をされておりますけれども、特に車が馬場ノ谷の方から下って来て国道に出る場合、特に雨の日なんか運転手さんがわざわざ降りて押しボタン式のボタンを押して、そして信号が変わってから国道に出るということで、日々苦慮されていることをよく目にします。

そういったことで、これは何とか反応式の信号機に変えられないかということで、これまで調査研究をしてきましたけれども、やはり反応式にいたしますと、二車線の幅員の確保が絶対必要だということで、そのためには町道馬場線の拡幅改良が必要となってきます。そこでぜひこれについては何とか実現したいなというふうに思っておりますので、今、担当課にそれが実現可能かどうか、調査研究をするように指示をいたしております。そういった中で、もしそれが技術的にできるようであれば、当然一般財源、いわゆる町の財政状況は厳しいですので、補助事業に乗せて、そして対応していかなければと思っておりますので、すぐに取りかかるということはできませんけれども、そういった方向であるということだけのご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。希望を持って今からいきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

そこです、今、信号機をつけたのは地元がですね、いろいろな運動をして署名活動などをしてからつけたんですけども、そのときに押しボタン式信号でいいからというふうに言ってしまったんですよ。それであとから、つけるときには地元から押しボタン式信号でよかって言うたたいと、今また車感知式につて、最初からそが言うとってくれればっていう話もですね、警察、公安委員会から聞いておりますので、ひとつぜひともですね、時代がちょっと変わって車が入り出すのに大変であると。地元もそれを要望をしているというふうなことを関係機関にも伝えていただいて、一日でも早

くですね、あそこが安心して、車感知式信号機のおかげでスムーズに国道に出れるようによろしく願いをしておきます。

なお、現在も渋滞のときなどは押しボタン式信号機を、車から降りて押しして出入りをしている車もあるんですけども、渋滞がひどいときにはですね、押しボタン式信号機を押してもですね、車間をあけてくれない。全部、歩道上の上からも全部つながってですね、2度、あるいは3度車から降りてですね、押しボタンを押さないと国道に出れないというふうな地元住民からの苦情といいますか、何とかしてくれというふうなこともありますので、ひとつここで申し添えをしておきます。

次の4番なんですけども、とにかくガードレールへの衝突事故が多いんですよね。特に馬場入口の朝長さんのお宅の前あたりをですね、衝突をしていた、それが修理ができた。そうしたらしばらくするとまた同じところへ突っ込むというふうなことでですね、これは要するに運転者のモラルの問題というのもですね、警察の方からも言われましたけども、それだけじゃないと思います。要望によってですね、3連ドットレーンとか、それから啓蒙の看板というのをですね、つけていただいておりますけども、3連ドットレーンですね、さらなる延長、もうちょっと長い距離を引いてもらうのとですね、それからあと一つ、ガードレールもですね、パイプ式の細いやつというか、がついていまして、一部頑強なガードレールもついておりますけども、ガードレールをですよ、さらに頑強なものに、強いものにですよ、交換をしてくれると、してくれないとか、もう一つはですね、国道、運転者からもっとわかるようにですよ、この先急カーブ危険とかですね、そういうふうな啓蒙するような看板をつけていただくようにですよ、さらに強く要望をしていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。もう一度現場を確認をいたしまして、そして必要であれば今後、また道路管理者に要望してまいりたいと存じます。以上でございます。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 最近ですね、大きな人身事故は発生をしておりませんが、国道、通学路にもなっております。大きな人身事故が起きてからはです

ね、遅いと思いますので、早め早めの対策をですね、関係機関に要望をして
いただきたいということを念願いたしまして、私の質問を終わります。

(1 4 : 0 2)

議 _____ **長** ここでしばらく休憩いたします。

(1 4 : 0 3)

(…休 憩…)

(1 4 : 1 5)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 _____ **長** 次に、堀田一徳議員。

6 番 堀 田 議席番号 6 番、堀田一徳です。今回、2 項目質問いたしま
す。

最初に、片島公園の活用について。大正 7 年に開設された「片島魚雷発射
試験場跡」は、遺構を残したまま都市公園として整備され、駐車場や遊歩道
など整備も進んでいる中、本町が養成したボランティアガイドの活動もあ
り、見学者が増加しています。交流人口が拡大することへの期待が高まる片
島公園の活用について、以下の点を尋ねます。

①片島公園には滋賀県の会社や福岡県の大学生、町内の小学生など 1 0 団
体、計 3 7 5 人が訪れております。また、1 0 月には福岡県の児童 8 6 人が
修学旅行で訪れております。遺構を教材として、平和学習に活用していくと
示されたが、どのように活用していくのか。

②戦争遺構を観光資源と捉え、町内の戦争遺構と大崎半島を連携したコー
スを、旅行会社等に働きかけたいと示されたが、その後の進展は。

③「片島魚雷発射試験場跡」も今年 1 0 0 年目にあたり、先に行われまし
た「片島竹灯籠まつり」には 2, 8 0 0 人以上の来場があり、賑わいを増し
た。町も「片島竹灯籠まつり」と連携した取り組みを進める考えを示された
が、具体的なプランはあるのか。

2 項目目、すこやか長寿券の見直しについて。高齢者の健康の保持・増進
及び外出機会の提供を目的として、6 5 歳以上の方に、あんま・はり・灸施
術またはしおさいの湯が利用できるすこやか長寿券が 2 枚交付されていま
す。

平成 2 9 年度は 4, 4 6 3 人の該当者に 8, 9 2 6 枚が交付され、その内

2, 2 2 1 枚が利用されております。利用されていない方も多く、見直す考えはありませんか。以上、質問をいたします。

議 長 町長。

町 長 堀田議員の質問にお答えいたします。まず、第1点目の片島公園の活用についてであります。これは教育長と私に答弁を求めておりますけど、2番と3番について私の方から答弁をさせていただきます。

②の町内の戦争遺構と大崎半島を連携したコースを、旅行会社等へ働きかけることについての進展であります。コースを商品化してもらうためには、旅行会社に現地に来ていただく必要があります。そのことから、川棚町観光協会に委託してモニターツアーを実施するように、12月補正で予算を確保したいと考えております。旅行会社として近畿ツーリストや読売旅行など3社以上を招聘し、片島公園とその周辺を紹介してモデルコースを徹底し、商品化を検討していただくもので、期間は平成31年2月から3月で随時行うことといたしております。

次に③の100年目にあたり、「片島竹灯籠まつり」と連携した取り組みについての具体的なプランについてであります。こちらにつきましても記念イベントを開催するように12月補正で予算計上しているところであります。イベントの名称を、100年目を、100年を節目として、片島がこれからも飛躍するようにとの願いから、飛躍する祭り、「飛躍祭」としており、100年目の100歳とかけ「飛躍祭」としております。期日は31年の3月21日、春分の日に予定をしているところであります。内容につきましてはボランティアガイド7名による遺構のガイドラリーを中心に考えており、参加者を300人程度を想定しているところであります。ガイドのほかには写真展や特産品振る舞い、軽食の販売等を予定しているところであります。

次に、すこやか長寿券の見直しについてのご質問にお答えいたします。すこやか長寿券につきましては、議員の質問にもありましたように、高齢者の健康の保持・増進及び外出機会の提供を目的として、毎年6月1日現在で65歳以上の方に対し、1人に2枚を交付をしており、今年度も6月に4,477人の方に交付をしたところであります。

このすこやか長寿券交付事業の開始は昭和にさかのぼり、本町であんま・

はり・灸の施術所を営む施術師の皆さんから、高齢者の健康の保持・増進のため町であんま・はり・灸の施術を受ける機会を増やしてはどうかとの申し出を受けて、65歳以上の高齢者に対して年間2枚のあんま・はり・灸施術券を交付したのが始まりではなかったかと記憶をいたしております。

その後、あんま・はり・灸施術券の利用率が年々低下したため、平成20年度からは閉じこもりがちな高齢者の外出機会の提供のために、しおさいの湯の利用を項目に加え、名称をすこやか長寿券として今日まで引き続き実施をしているところであります。平成20年度以降のすこやか長寿券の利用率は、24%から27%で推移しているところであり、今年度におきましても、10月末時点の利用率は前年同月と比較いたしましたところ、12.6%で同じ利用率となっております。

議員からは利用されていない方も多くいるので、見直す考えはないかのご質問をいただきましたが、利用率の推移から毎年度もれなく利用していただいている方もあるように判断をいたしております。そのため、事業そのものを廃止することや、対象者1人当たりの予算額を引き上げるなどの実施の見直しは考えておりませんが、利用していない方が利用しようと思っただけのような利用項目を追加して利用の増加につなげたいと、このように考えているところであります。しかし、事業目的に合致する利用項目を目指すことに苦慮しておりますので、何かヒントとなるようなご提言をいただければ大変ありがたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

議 長 教育長。

教 育 長 堀田議員の一番目のご質問にお答えします。町内に点在している戦争遺構を平和学習に活用していく考えについては、今年3月の3月議会に村井議員からの一般質問の中でお答えしています。その答弁においては、平和学習は各学校においてカリキュラムに則って進めているが、ボランティアの方々とタイアップして何かできないか、また、秋の遠足等で活用できないか、町内の校長会を通して働きかけ、活用促進を図っていきたいという趣旨の発言をしたところです。

現在ある戦争遺構につきましては、直接子ども達がこれらの場所に行き、これらの施設がどのように戦争に関わってきたのか、それを通して戦争の悲惨さ、不毛さを児童生徒に伝え、また、児童生徒自身が調査するなど、

平和の大切さを学習する資料として活用していくことは、とても意義があることと考えます。また、これらの施設が川棚町の発展過程の中の関わりにどう影響してきたのか、ふるさと教育の一環としても活用できるものと考えます。

これらの施設の今年度の活用状況ですが、今年、小串小学校では4年生が特攻殉国の碑と資料館及び特攻艇震洋の見学をしています。川棚小学校では3年生が秋の遠足を利用して、片島魚雷発射試験場跡に行き、石木小学校では2年生が疎開トンネル工場跡を見学し、それぞれの施設の成り立ちなどを学習し、戦争の悲惨さについて学んでいます。また、先に開催されました竹灯籠まつりにおいては、小串小学校の6年生がハンドメイドキャンドルを制作し、点灯しました。また、川棚町特別支援学校においても、たくさんの竹灯籠に色塗りをするなどのご協力をいただいたところです。

川棚町は幸いにも平和学習を行うためのこういった遺構、資料が残され、戦争遺構のボランティアガイドが活躍されていますので、これらを有効に活用して他所にない平和学習が行えるのではないかと考えております。これからも戦争遺構について学び、平和学習に活かしていきたいと考えています。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。ただいま答弁がございましたけど、①の方からですね、教育長の方から答弁がございました。町内の小学校でかなり、町内の戦争遺構については十分研究というか、活用されているという報告でございました。ただ、片島に限って言えば、川棚小学校が遠足で訪れたということですけど、その折には、例えばボランティアの人とか、そういったことの説明はあったんでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。ボランティアの活用については利用しておりません。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 やはりですね、ただ単に見るじゃなくて、やはりそこでどういったものが行われて、こういうふうな平和に取り組んでいるよというのをやはりボランティアの人から説明を受けた方がいいんじゃないかと思えますね。そうすることによって、やっぱり子ども達も大きくなってから、またそれぞれ遠くに離れていってもそういったことが思い起こされると思うんです

ので、やはりボランティアの人達にも大変でしょうけどそういったお願いをしていくことはできませんか。

議 長 教育長。

教 育 長 ボランティアの活用につきましては、照会はしているところですので、今後活用についてはお願いできるものと思いますけど、平和学習というのはただ単にそこに行って勉強するっていうだけではなくて、やっぱり各学年の発達段階に応じての平和学習っていうのがあります。

例えば4年生は長崎の方に行って原爆資料館等を見て、そして原爆の悲惨さを学んで、慰霊祭の際にそういったことを玄関の方に掲載しております。3年生に至っては、秋の遠足っていう、それを利用して行っておりますけど、事前にその場所について調べ学習をしたり、地域、川棚町についての地形とか、そういったことを学んでからの社会科の一環として行くっていうことになりますので、一概にボランティアで片島の由来とか、そういったことを学ぶための平和学習っていうのはないと思います。

また、平和学習っていうのが子ども達にとって、やっぱり戦争の悲惨さを伝えるもの以外にも、やっぱり学校生活に活かされるものだと考えております。例えば戦争によって、国と国の戦争、それをまた自分達の生活に置き換えて、けんかとかいじめとか、そういったことで応用っていうか活かしてですね、いじめのない、明るく楽しい学校生活っていうことにも活かされると思いますので、そういったことも踏まえてカリキュラムに則りながら発達段階に応じて、今後とも平和学習の促進については私達の方からも話をしていきたいと考えております。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 そういうことで活用をしていていただきたいと思います。

それともう一つ、あそこ建物に行ってみると入り口には看板が立っております。それなりのですね、ここは何がありました、何がありましたっというふうな政策があっちこちの自治体あたりで行われておりますけど。この辺で言いますと、佐賀県の三重津海軍跡ですかね。あそこが何もなくてVR動画を見ますと、その当時の状況がわかるようになっておりますけど、

片島のそういったことを制作する、VR動画を制作するような考えはありませんか。

議 長 教育長。

教 育 長 今のご質問にお答えします。教育委員会としてはそのVR自体、制作にあたってどれくらいの費用がかかるものなのか、また、どんな風な運用の仕方があるのか、そしてまたVRを作ったとしてGoogleですかね、そういったのをどのようにして貸出しするなどの活用の方法をするのかとか、そういったこともまだ全然検討もしておりませんので、そういったご質問がありましたので、今後VRの効果っていうか、費用の面も含めましてですね、今後研究をしてみたいなと思っております。

議 長 堀田議員。

6 番 堀 田 VR動画ですけど、11月29日の読売新聞に載っていたんですけど、長崎市がですね、移住増加のためのVR動画を作るっていうことで、壱岐の海とか精霊流しとか、九十九島とか、そういったものを作るっていうことで紹介されているんですけど、制作費用が、Googleの購入費も含めて約160万を見込んでおるっていうふうな格好でありますので、そのくらいの予算だったらできるんじゃないかと考えますけど。先ほど教育長の答弁がありましたように、今から研究をしていくっていうことですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、前の西日本新聞の記事の中で、川棚町内の戦時遺構がですね、内容、全体が明らかになってきたので、文化財にするための検討の余地はあるというふうな答弁が、記事が載っていたんですけど、そういった町内の戦時遺構を文化財にする申請をする考えはありませんか。

議 長 教育長。

教 育 長 現在そういった戦時遺構については、全国的に文化財登録をするところが増えてきているようです。今年ですね、今年度の8月現在、286件、全国的にはそういった文化財の指定登録されているようです。

ただ、ここで全国大会っていうのか、戦争遺跡保存全国シンポジウムっていうのが全国各地で、周りも普通にあっていてみたいなんですけど、ここで危惧されているのが、戦争遺構というのはあくまでも平和のために活用していくものだ。そして、戦争を美化したり、軍国化を正当化するものじゃな

いと。またこれを、戦時遺構を下手に秘密基地とか、そういったことで売り出して観光地化しているというのが非常に危惧されることもあると。やっぱり活用についてはあくまでも戦争の悲惨さ、これから後世に戦争のない世界、平和を伝えていくものということとしていかなくちやいけないということで、ネットというか、そういったシンポジウムの中では話があるようですよ。

それで、川棚町でも平成27年3月にですね、審議会を開いております。その中では、片島についてはあくまでも戦時遺構として保存していくものと。文化財についてはそのとき審議されておりますけど、話をしておりますけど、あくまでも戦時遺構として保存していくものとして確認をされておりますので、教育委員会としてはその立場を、その考えを支持していきたいと考えているところです。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。もしですね、そういうことが可能であればですね、そういう取り組みを進めていただきたいと思います。

次に2番目ですね。旅行会社等にモニターツアーあたりで今度予算的には12月補正で予算を組んでいるということですので、ルートあたりはまだ決まっていないと思うんですけど、やはり町内の戦時遺構、あるいはもうちょっと佐世保の方の針尾無線塔、あるいは無窮洞、そういったところまで含めたルートの考えはあっているんですか。

議 _____ **長** 産業振興長。

産業振興課長 堀田議員のご質問にお答えいたします。明日の補正ということになりますので、まだ具体的にはですね、決めておりませんが、ある程度想定はしております。まず片島、それと大崎の半島、大崎半島、そこを中心についていうことで、片島公園の戦時遺構巡り、それと近くでの漁師飯、漁師料理ですね、それと天然温泉というふうな感じで一応提案をして、そこら辺はもっと具体的に、近くに三越の軍艦波止っていいですかね、三越防波堤とかもありますので、そういったところもですね、一応紹介をしたりとかしてコースは設定をしていきたいというふうに考えております。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。特攻記念碑とかあるいはトンネル群ですね、要するに

トンネル工場跡、そういったところ、赤レンガ倉庫跡ですかね。あそこは入っていないんですか。

議 _____ **長** 産業振興長。

産業振興課長 お答えいたします。今のところ片島付近を中心についていうことでまずは考えていって、それから広げられれば広げたいというふうに思っております。ただ、石木の防空壕とかほかのところ、ほとんど個人の所有地となっておりますので、そこら辺の対応が難しいところもありますので、まずは町の都市公園、そういったところを中心にまず進めていきたいというふうに思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。わかりました。もう一つ、先ほど平和学習で修学旅行生が見えられたと言いましたけど、今から先修学旅行を誘致するっていうことであればですね、誘致する方法等あたりがあれば教えていただきたいと思えます。

議 _____ **長** 産業振興長。

産業振興課長 ご質問にお答えいたします。修学旅行等の誘致ということですからけれども、具体的には今のところありません。ただ、大崎のくじゃく荘とかにも、修学旅行生が来ておりますので、そこら辺で何かのきっかけができればですね、その後そこと話し合いができるような状況があれば、こういったコースもありますけどという話はしていけるかなというふうには思っておりますけど。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 観光、要するに旅行会社等には呼びかけ等はされるんですか。そういった、先ほどモニターツアーあたりでされるっていうふうな話でしたけど、そういった旅行会社に対しての呼びかけはしているようにしているんですか。

議 _____ **長** 産業振興長。

産業振興課長 それではご質問にお答えいたします。今のところ旅行会社の方には、修学旅行の誘致っていう話はしておりません。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。わかりました。次に3番目の「片島竹灯籠まつり」に

ついてであります。来年の3月21日に100年をかけて「飛躍祭」ということでイベントを行うということでしたけど、これは片島灯籠まつりのときに並行してした方がいいんじゃないかと思えますけど、その辺の考えはどうですか。片島灯籠まつりの時期に合わせて行うっていうのは考えられませんか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。以前、答弁した中ではですね、100年目を迎えて第4回目の「片島竹灯籠まつり」が開催されるということで、これに関連してフォトコンテストなどをしたらどうかということで担当課に指示をしておりましたが、実は実行委員会の方から断られたそうです。同時施行は非常に問題があると、難しいと。我々は我々独自でやりたいということで、このフォトコンテストについては断念をした経過がございます。そこで、年度内にこういった事業をぜひ立ち上げたいということで、担当課の方では春分の日にイベントをしたいということで、今、準備をしておりますので、担当課の方で答えていきたいと思えます。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 3月っていえば町の感謝祭も開催される予定ですよ。たぶん第2日曜ぐらいにいつも、第2かな、ぐらいに開催されているんですけど、それと一緒にじゃないんですよ。その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

議 **長** 産業振興長。

産業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。産業振興課内での事業というか祭りですので、そこは日にちをずらして調整をしております。その次の週ぐらいに虚空蔵登山会とかありますけれども、それとも重ならないようにしております。以上です。

議 **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 そういうことであればですね、盛り上げて、お互いに協力をしていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

次に2項目目、すこやか長寿券の見直しについてでございます。先ほど町長の答弁の中で継続され、待ち望んでいる方もいらっしゃるっていうふうな話がありましたけど、やはり何十年前の当時と比べたときに、今の年齢は若

くなっているわけですね。結構65歳からっていても、今頃の60歳代は結構若い方が多くてですね、やはり昔の70歳、65歳、70歳というのもかなりのお年寄りに見えたんですけど、最近はかなり若くなっておりまして、まだあんまとか、そういったものは必要ないかなっていうふうな感じをしております。それで、現在65歳から支給されているわけですけど、これは先ほど若くなっただっていう点から、75歳以上に交付対象を広げるっていう考えはありませんか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。問題提起をされたことと、提案をされたことは何か矛盾するような気がいたしますけど、もう一度そこら辺のご提言の内容について再度お願いしたいと思います。

それから冒頭申し上げましたように、このあんま・はり・灸の無料券につきましては、当時いわゆる施術者側からの要望に応じて実施をしてきております。この制度を今、廃止をすることになりますと、そういったときの約束事が利用率が下がったからといって、今のこの高齢化社会において廃止をするということは、時代に逆に逆行するという考えを持っておりまして、これは引き続き続けていきたいと、こう思っております。

できればもっと利用率を上げたいんですが、そこで利用方法の拡大をしおさいの湯までということまで広げてきましたけれども、なかなか利用率が向上していないという現実はあるわけですが、そこで対象者を狭めるっていうことは、逆にまた利用率も下がっていくことになりますので、それについては考えておりませんが、できれば何か、ほかにも使える用途がないかどうか、そういったところで今、研究をさせているところであります。以上でございます。

議 _____ **長** 堀田議員。

6 番 堀 田 はい。私は廃止ばせろっていうわけじゃありませんけど、年齢の引き上げとかあるいはもしできるようであれば希望者だけの、要するに希望者だけってなると今度は事務的な分でいろいろ大変かと思えますけど、希望者だけってということに関しての対応はどうですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。年齢の引き上げについては、要するに

また利用率の低下につながりますので、逆行すると思います。それから、希望者だけに配布するということになりますと、行政サービスとしていかななものかと思います。要は、本当に必要な方が利用されておりますので、いわゆる希望者が利用されているということにつながるとと思いますので、現状を変更する考えはありません。

議 長 堀田議員。

6 番 堀田 はい。わかりました。100万程度の予算が組んであるわけですね。そして89万ばかり29年度で使用されているわけですね。そうすると予算的にはだいたい費用対効果があっているというふうなことになるんだろーと思いますけど、やはり使われていない方が結構いらっしやるってことで、先ほども言いましたように、ほかにいろいろな財源をそういったあんま・はり・灸に対象者以外にということになると、あとは子育て支援の方しかないわけですけど、なかなかそこじゃ科目が違いますので、それはできないと思います。なかなか町長がおっしゃいましたように使ってもらおうように努力をするしかないってしか考えられないですけど、なかなか行かないんですよ。私ももらっているんですけど、まだ肩とかはりまでするあれがないし、だからなかなかその辺が難しいと思うんですけど、やはり廃止じゃなくにしても、年齢を上げると、年齢が上がっていくとあんまとか何とか利用が高まるんじゃないかと考えているんですけどね。もうこれ以上言っても無理だと思いますので、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

(14:52)

議 長 次に、高以良壽人議員。

10番高以良 議席番号10番、高以良です。次の2問について質問いたします。

まず1問目の町の花オニユリの植栽の推進についてということで質問します。本町では、平成元年8月に、町の花としてオニユリを、町の木としてモッコクを制定しています。

モッコクは庭木等として広く植栽されていて、町内でも目にする機会は多くありますが、オニユリについては、最近は見かける機会も少なくなってきて、町民の皆さんには町の花というほどには親しまれてはいないのではない

かと感じます。

私は町の花や町の木の設定の主な目的・意義は、町民の一体感や郷土を愛する心を醸成することであると思っており、さらには自然を愛する心を育てていくことにもつながるのではないかと考えています。

その町の花であるオニユリを町内で広く育てていくことは、本町のまちづくりの将来像である「自然を愛し 暮らし輝くまち」の実現にもつながっていくのではないかとこの思いから、次のことについて尋ねます。

まず1点目、町の花、町の木を設定したことの意義及びオニユリの町内の現状についてどのように認識しているか。また、今後のまちづくりを進めるうえでどのように位置づけをしていく考えか尋ねます。

2点目、町内の各地区や小・中学校の花壇、運動公園、川棚駅前から役場の間の県道沿いのプランター等にオニユリの植栽を進めるとともに、育て方や増やし方等を広報紙やホームページ等で紹介する考えはないか尋ねます。

3点目、オニユリの絵を描いたマグネットシートやシールの公用車への貼付、町が発行する各種証明書の用紙や封筒等へのオニユリのイラストの印刷等により、町民の皆様にも町の花としての認識をさらに深めていただくとともに、オニユリが本町の花であることを町の内外にPRする考えはないか尋ねます。

次に2問目、認知症高齢者対象の損害賠償保険の加入についてということで質問します。厚生労働省の推計では、わが国の認知症高齢者の数は、団塊の世代が75歳以上になる平成37年には約700万人で、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達すると見込まれており、認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気と言える状況にあります。

このような状況の中、平成19年に愛知県で発生した、認知症の高齢者が電車にはねられ亡くなった事故で、遺族が鉄道会社から高額な損害賠償を請求された事案がありました。

そして、認知症高齢者の介護に対する不安が高まったことがきっかけとなって、認知症高齢者が加害者となった事故等で家族が損害賠償を請求される事態に備え、認知症の人を対象として、公費で民間の損害賠償保険に加入する自治体が相次いでいるとの報道がありました。

認知症の方を家族が家庭で介護する場合、介護をする側の負担や不安は相

当大きいものがあると思いますので、その負担や不安の軽減を図り、認知症になっても安心して暮らせる社会をつくるため、本町でも認知症高齢者を対象とした損害賠償保険に加入する考えはないか尋ねます。以上です。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 高以良議員の質問にお答えいたします。ただいま2項目について質問いただきましたが、最初の町の花オニユリの植栽の推進については、私と教育長にお尋ねでございますが、私の方から壇上で答弁をさせていただきます。必要であれば、再質問で教育長にもご質問いただきたいと思います。

町の花、町の木につきましては、平成元年度に旧国見町で開催された第41回全国植樹祭に伴い、本町の緑化の象徴として広く町民から町の花、町の木を募集した候補の中から、議会や教育委員会、文化協会などで組織する選考委員会で検討の結果、オニユリとモッコクが選定され、同年8月1日に町の花としてオニユリ、町の木としてモッコクが指定されたものであります。

そこで3つの質問をいただきましたが、①についてはただいま壇上で高以良議員が述べられたとおりであり、私もそのように認識をいたしております。

次の②の「町内の学校や公園等各所にオニユリの植栽を進める考えはないか」との質問についてであります。平成31年度は町政施行85周年を祝う記念すべき年であり、その記念事業の1つとしてオニユリの植栽ができないか担当課に指示を出しているところでありますが、担当課が調査したところ、オニユリの球根が希少で取引があまりないこと、インターネットで球根を探しても500円程度と高価なこと、植栽してもイノシシ被害が懸念されることなど課題もありますので、引き続き検討を進めているところであります。

次に「育て方や増やし方等を広報紙やホームページに掲載できないか」とのご質問であります。町の花がオニユリであることを町民にお知らせし、町の緑化推進を図ることは重要で、併せてその植栽方法や増やし方を広報紙でお知らせすることは可能と考えておりますが、町民がインターネットで植栽、栽培方法や増やし方を調べたいのであれば、すでに詳しく丁寧に栽培方法等が掲載されておりますので、町ホームページまで掲載する必要はないも

のと、このように考えております。

続きまして③の「オニユリのマグネットシートやシールの公用車への貼付、各種証明書用紙や封筒等へのイラストの印刷等により、町民に町の花としての認識を深めてもらうとともに、町内外にPRする考えはないか」とのご質問であります。オニユリのデザインの活用につきましては、これまでも道路のガードレールや橋梁の欄干、下水道浄化センターの門扉などにすでにデザインが活用されておりますが、新たな活用方法として議員の提案を参考に今後検討していきたいと、このように考えております。

また、町の内外へのPRにつきましては、本町の緑化の象徴としてオニユリを町の花に指定したものでありますので、本町の花であることを町民にPRすることは大変重要なことと考えておりますが、町外へはくじやくや虚空蔵登山など、本町の特徴的なものをシンボルマークにしてPRをしており、オニユリは九州から北海道まで広く生息しており、あまり特徴的でないことから積極的に町外までPRする必要は今のところないのではないかと、こう考えております。

次に2項目目の「認知症高齢者対象の損害賠償保険への加入について」でございますが、議員ご質問のような認知症高齢者を対象とした損害賠償保険加入事業を実施している自治体は、現在、全国で6団体確認をいたしております。その一つで最初にこの事業に取り組んだ神奈川県大和市の事例を申し上げますと、通告書にもありました平成17年12月に発生したJR東海道線の死亡事故にかかる認知症列車事故訴訟の最高裁判決を受け、認知症の方が事故を起して本人や家族が損害賠償を求められる場合に備え、民間保険会社を活用した支援事業を開始されたようであります。

認知症による徘徊の恐れがある高齢者を被保険者として、第三者に請け負わせた、第三者に負わせた損害を補償する損害賠償保険、さらに本人のけがなどを補償する傷害保険に市が保険契約者となり加入するものであります。被保険者の負担はありませんが、徘徊する恐れのある人の早期発見、保護を目的とした情報登録制度に登録する必要があると、損害賠償の補償額の上限は3億円となっているとのこととあります。その他の自治体の事業概要も同じような内容で、補償額の上限は1億円から3億円となっているようです。

本町の取り組みにつきましては、認知症高齢者またはその家族等の個人、

損害賠償を公的に補償する救済制度のあり方、1人当たりにかかる保険料とその財源、対象とすべきものの整理、情報登録制度等の構築などの諸問題に対しまして調査研究が必要であり、早急な事業の実施は難しいものと、このように考えております。

2025年問題を含め、認知症の問題については議員のご指摘のとおり、大変憂慮すべき課題と認識をいたしております。国の新オレンジプランや本町の第7期高齢者保健福祉計画を基に、本町におきましてもさまざまな認知症対策の事業を展開しております。今後も、認知症高齢者等に優しいまちづくりに向け、一步一步進めていきたいとこのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 まず1問目のオニユリの件ですが、1点目の意義とか現状の認識、それからまちづくりへの位置づけなどについては私の気持ちと同じということでしたので、特別に言うことはないと思いますが、せっかく有識者の意見を聞いたうえでですね、町の花とか町の木を定めているということでもありますので、しっかり位置づけをしたうえで今後のまちづくりを進めていただきたいというふうに思います。

2点目の植栽の推進とか育て方のPRの件ですが、31年度に記念事業として検討をしているということですが、球根がないとか、買うとすれば金額が高いとか、イノシシの被害などが考えられるということでもありますけれども、ご存じとは思いますが、オニユリは球根ばかりではなくてですね、ムカゴからも、それを撒いておけば増やすことができるということも、これもインターネットなどを見ても、そういうムカゴからの育て方なども掲載がありますのでご存じだと思いますが、もし球根がすぐ手に入らないということであればですね、例えばそのムカゴからでも、少しずつでも集めてそれをどこかに増やすための栽培の委託をするということなども考えられると思いますので、そういうことも検討していただきたいというふうに思います。

周知については、インターネットなどで書いてあるから必要ないという考えということでしたけど、せっかく植栽を勧めようという町の考えがあるのであればですね、その機会に、年に1回程度は植栽の方法なども紹介してもいいんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてはどういうお

考えでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 今のご質問でございますが、町民へのご紹介につきましては広報紙等で紹介したいというふうなことを考えておりますので、広報紙の方が町民すべてに伝わるというふうな考え方からですね、広報紙の方を活用したいというふうに考えております。インターネットにつきましては、先ほど、これも町長の答弁の中にもありましたが、もし育て方を調べたいということであれば、インターネットを開きますと、例えばオニユリという文字を打ち込めば、その栽培の仕方等も出てきますので、そこまでホームページに掲載する必要はないだろうというふうなことでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 確認ですが、育て方については広報紙に掲載するということですね。インターネットに載っているの、必要ないと考えるっていうのは、何が必要ないと考えたのか、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、もう1回お願いします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 インターネットで、ホームページに載せなくてもいいところからご説明しましたのは、オニユリの育て方ですね。これにつきましてはインターネットの中で検索すればすぐ出てくるというふうなことで、そこまで必要ないのではないかとということでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 私がちょっと理解が足らなかったようで、ホームページへの掲載までは考えていないということで理解したいと、答弁であったというふうに理解します。

小・中学校の花壇への植栽については、これは教育長にお尋ねしたいと思うんですが、オニユリが川棚町の花であるっていうことを子ども達に知ってもらったり、それから町の花というのはどういうことかっていうのを子ども達に考えてもらったりするいい材料になると思うんですが、学校の花壇への植栽についてはどういうふうに考えておられるか、教育長にお尋ねします。

議 _____ **長** 教育長。

教 育 長 ただいまのご質問にお答えします。子ども達への周知につきましては、川棚町で作成しておりますこの「わたしたちの川棚町」という社会科学習帳の最初のページに、町章とかモッコクの木とかオニユリについて紹介しておりますので、こういったことで全員がこれ、川棚町の子ども達にはこの学年になったらもらえますので、そこで周知を図っているところです。

そして、オニユリの栽培につきましては、各学年に応じてですね、理科の授業とか学級園、学校園ありますので、そういった学級の活動、そして生活科、理科の授業、そして委員会活動などで栽培活動、とても子ども達の心を育むってということでは有効ですので、先ほど500円ってということで、球根はなかなか手に入らないってことですので、そういった機会があったらですね、この前、校長先生方にも話しましたが、喜んで子ども達に栽培させたいって回答は得ておりますので、オニユリの球根の手に入り具合でですね、進めていきたいと思っているところです。以上です。

議 長 高以良議員。

10番高以良 先ほどの再質問の中でも触れましたけど、必ずしも球根からじゃなくてもムカゴが手に入れば、それを育ててオニユリの花が開くまでにできるってこともありますのでですね、単年度に花を開かせるようにするのはちょっと難しいかもしれませんが、そのムカゴから育てるってことも実際の話として教えてやりながら、子ども達に自然に愛する心を育てるということも考えてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、そこから、ムカゴから育てるってことまでは考えていないのかどうか。できたらそういうことをお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

議 長 教育長。

教 育 長 はい。うちの公民館の管理人さん、松本さんっていう方がいらっしゃるんですけど、オニユリを栽培されております。その際、球根のムカゴから育てている。やっぱり最初に育てるためには、ムカゴを育てるためには球根が必要じゃないかなと私自身としては認識しているところです。そういった育てていらっしゃる方々が、ムカゴを手に入れながら育てるってことも今後考えていきたいと思っているところです。

議 長 高以良議員。

10番高以良 言われるとおり、最初はムカゴが必要だということですが、なかなか最近オニユリの花自体が少ないので、ムカゴを手に入れる機会も少ないかなと思いますけれども、PTAあたりに呼びかけてもし手に入るようであれば提供していただくような、お願いなどは考えられないかお尋ねしたいと思いますが。

議 長 町長。

町 長 学校だけではなくして全般的なことでもありますので、私の方からお答えをさせていただきます。まず、このオニユリを増やしたいというのは高以良議員も私も同じ考えではないかというふうに思います。

実は、今から20年ほど前にさかのぼって、平成12年に日蘭交流40周年事業がありまして、これは県の事業であります。そのときに県の方から県内関係市町においても、いわゆる連携した事業をやってくれないかということで、川棚町はその連携事業として花いっぱい運動としてガーデニングコンテストを実施をしたところでもあります。そのときにガーデニングに植栽する花としてオランダの代表的な花のチューリップ、そして川棚町の花であるオニユリを中心として、そして花壇植栽をしてくださいということでコンテストを実施をして、その名残として今でも大崎公園、あるいは各地区の花壇で植栽をされております。

しかし、時代と共にこのガーデニングの植栽が低調になってきておりまして、実は昨日、川棚町総代会議を開催した折に、この各地区のガーデニングについての花苗の支給が少し少ないのではないかと。そこでこのガーデニングの管理が、各地区の管理が十分に行き届いていないのではないかとということでご指摘、ご質問いただきましたので、実は町制施行85周年記念事業として取り組んでいきたいと、そういった旨を報告をしたところでもあります。そういった中で球根が高いということ、それから植栽してもイノシシの大好物でなかなか管理が難しいといういろんな問題がありますが、やっぱり周年事業としてぜひ取り組みたいというふうに思っておりますので、球根を何とか確保したいと思っております。

その球根を確保する1つの方法としてムカゴの栽培から始めるということもありますので、これについては教育長も言いましたが、私もある個人の方からそういった栽培をしているという情報を得ましたので、そういった町

内の皆さん方の協力をいただきながら、何とかこの事業を新年度に実施をしたいと思っておりますので、ぜひご理解、ご協力を賜われますようによくお願いを申し上げたいと思います。

ちなみに高以良議員は、そういった植栽については非常に造詣が深いと思いますが、何かご提案がありましたらよろしくお願いたします。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 私もオニユリの花はですね、ときどきですね線路の土手に1、2本あったりとか、田んぼの際に1、2本あったりっていうのを見かけることはありますけど、自分で取って増やそうというまでは試みたことはありませんので、ちょっとそこら辺については答弁が、答弁っていうか私から話すようなことはありません。85周年ですか、記念事業として取り組みたいっていう町の考えもあるようですので、ぜひオニユリが広く川棚町で見られるようにしてもらいたいなというふうに思いますが、85周年記念事業、具体的にはまだ案もないのかもしれませんが、町内へのオニユリの植栽についてはどういった形で、場所的にですね、地区の公民館あたりにまで広めていきたいと考えているのか、あるいは県道沿いとかそこら辺まで含めて考えていかれるのか、そういうことについては具体的にもしあれば聞かせていただきたいと思います。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。お答えします。まだ具体的には部内でも議論はしておりませんが、せつかく日蘭交流400周年事業で大崎公園や各地区の公民館あたりに花壇を造成していただいておりますので、それを活用してまた新たな気持ちで取り組んでいければというふうな思いでございます。以上です。

議 **長** 高以良議員。

10番高以良 3点目ですが、町民への周知については必要なことと考えるということでありましたが、オニユリは全国的にも町の花になっているところは多いようなので、町外の方へのPRは必要、そこまでは考えていないという答弁でありました。でも、オニユリがですね、川棚町に来たときにあちらこちらで目にするようであれば、町外の方もああというふうに、川棚町の記憶が残っていくことになるんじゃないか、つながるんじゃないかなという

ふうにも思いますので、できれば町外の方にも川棚町のPRをするためにもオニユリの宣伝っていいですか、積極的なPRをしてもいいんじゃないかなというふうに思いますが、そこら辺のことについてはどのようにお考えでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。お答えします。してもいいんじゃないかと私も思いますけれども、現状ではですよ、川棚にそういったオニユリの生息っていうのが非常に少ないわけでありますので、PRするにはちょっと、状況がちょっと乏しいのではないかと思います。まずは町内にPRをし、そしてとにかくオニユリをもう少し増やしていくように、そういった努力を先にしていきたい、このように考えております。以上です。

議 _____ **長** 高以良議員。

10番高以良 オニユリの件については、今答弁があったようなことで、ぜひ川棚町にオニユリがいっぱい見られるような状況になるように努力をしていただきたいというふうに思います。

次の2問目の認知症高齢者対象の損害保険加入の件ですが、大和市の例などを挙げて答弁をいただきました。全国で6団体を確認したということでありましたけれども、これは新聞記事からですけど、私が得た新聞記事などの情報では8団体ですか、今後の予定も含めてですけども、実施予定というところも含めて8団体があるようですので、ぜひ川棚町でも取り組んでいただければというふうに思いますが、先ほどの答弁では必要だということは町長も考えておられるような答弁ですが、答弁だったと思いますが、いろんなことの調査なども必要であるので、早急な実施は難しいということであったと思います。

認知症者が加害者となった事故というのはどういう状況でいつ起こるかわからないということでもありますので、できるだけその負担や不安を軽くするための取り組みは、ぜひ制度を設けてもらいたいというふうに思います。町長もしないということではないと思いますのでですね、できるだけ早くお願いをしたいというふうに思いますが、来年、新年度当初予算にでも必要額を計上するようなことでの調査研究はできないかお尋ねしたいと思いますが。

議 _____ **長** 町長。

町長 はい。この件につきましては、2025年問題というのがありますので、すでに私共も研究をしております。さっき言いました6団体というのは、実は月曜日に長崎県町村会でこれについての研究会議をもったわけでありまして、そのときにこの保険制度の幹事会社であります損害保険ジャパン日本興亜株式会社、この担当者から説明を受けて、そして全国で6団体が実施をしているという情報を得たところであります。そして議員からは加入する自治体が相次いでいるとの報道があったというふうに述べられておりますけれども、当幹事会社の説明によれば、ぼちぼち問い合わせがある程度ということで、その報道にあるような相次いでいるという状況ではないようであります。しかし、さっきも言いましたように将来に渡って必要な制度だろうということで、これからも研究をしてまいりたいと、そのように考えております。以上でございます。

議長 高以良議員。

10番高以良 相次いでいるという表現については、私も新聞記事をそのまま通告書に載せたということですので、ちょっと誤解を与えた部分もあるかなというふうに思いますが、新聞記事を引用したということでご理解をいただきたいというふうに思います。今、答弁にもありましたように、町長もその必要性は考えておられるということですので、ぜひ早く制度ができるように努力をしていただくということをお願いをして、質問を終わります。

(15:26)

議長 通告者の質問が終了しましたので、これで一般質問を終わります。

以上を持ちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(15:27)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川棚町議会議長 初手安幸

会議録署名議員 小谷龍一郎

会議録署名議員 高以良壽人